

平成 19 年 1 月 14 日

於：栗東市中央公民館大ホール（2 階）

<p>1 . 開会</p> <p>委員長あいさつ、 開催趣旨・委員会 の現状説明</p>	<p>司会</p> <p>岡村委員 長</p>	<p>皆さん、おはようございます。定刻の時間を少し回りましたけれども、ただいまから第 11 回 R D 最終処分場問題対策委員会を開催させていただきます。</p> <p>まず最初に、受付の方で資料をお配りしておりますけれども、資料の確認だけさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。もし資料がないようでしたら、手を挙げていただければお席の方にお持ちいたします。</p> <p>まず、A 4 の 1 枚物、次第というのがございます。それから、資料 - 1、A 4 で何枚かつけております支障除去対策工法の概要というものがございます。それから、資料 - 2、対策工等に対する各委員のご意見という A 4 になったものがございます。それから、委員提供資料 という A 3 の 4 枚物の資料がございます。それと、栗東市 R D 産廃物処分場環境調査委員会の A 4 の裏表の資料がございます。それと、新聞の切り抜きの拡大したものが 1 枚ございます。</p> <p>以上ですけれども、もしないようでしたら、言っていただければと思います。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、この後につきましては、岡村委員長の方から進めていただきますので、どうぞよろしくお願ひします。</p> <p>着席したままごあいさつ申し上げます。</p> <p>本日は、第 11 回 R D 最終処分場問題対策委員会に朝早くから多くの皆様のご参加をいただきまして、大変ありがとうございます。お礼を申し上げます。</p> <p>私は、この委員会の委員長をいたしております岡村と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>この R D 最終処分場問題対策委員会は、R D 最終処分場における環境汚染問題および違法に埋められたドラム缶問題等を解決するために、科学的で専門的かつ幅広い検討を行い、効果的で合理的な対応策を策定するために設置されたものでございまして、本年の 3 月 31 日までの任期期間中に委員会での検討結果を知事に報告書として提出するということになっております。</p> <p>一昨年 12 月の末にこの委員会が設置されて以来、これまで 10 回の委員会を開催いたしました。R D 処分場のこれまでの現状評価と課題の整理を手始めに、生活環境保全上の支障の整理や追加調査結果の評価などについて審議し、第 6 回の委員会からは支障を除去する対策工の審議にも入っております。今後、2 月、3 月に委員会を開催いたしまして、先ほど申し上げましたとおり、委員会の意見を取りまとめていきたいというふうに考えております。</p> <p>本日の委員会は、対策委員会としての意見を取りまとめるに当たりまして、住民の皆さんに、現在委員会で検討しております対策工の説明をさせていただくとともに、皆さんの幅広いご意見をお伺ひし、それを今後の対策委員会</p>
--	-----------------------------	---

の審議の参考にさせていただきたいというふうに考えまして、現地に近いここで開催させていただくものでございます。皆さんの忌憚のないご意見をいただきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、始めさせていただく前に、本日出席しております委員の皆さんを自己紹介の形で紹介させていただきます。

梶山委員

委員をしております弁護士の梶山と申します。よろしくお願いいたします。

勝見委員

京都大学の勝見と申します。専門は土木工学です。よろしくお願いいたします。

尾崎委員

大阪産業大学から参りました尾崎と申します。専門は、もともとは水処理なんですけれども、最近は有害物、廃棄物といったものを専門としております。よろしくお願いいたします。

乾澤委員

栗東市役所環境経済部長の乾澤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

池田委員

東京の環境総合研究所の池田と申します。よろしくお願いいたします。全国のいろいろな事例を扱っておりますので、少し参考になることがあればということで参加させていただいております。

木村委員

市内の上砥山の上向自治会から出ております木村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

岡村委員
長

私、先ほど自分で自己紹介するのを忘れておりました。京都大学の岡村でございます。行政法学を教えております。よろしくお願いいたします。

樋口委員

福岡大学の樋口と申します。専門は廃棄物管理という分野でございます。最終処分場の修復とか灰の資源化、そういったものを研究しております。よろしくお願いいたします。

横山委員

横山と申します。現在、栗東市の対策委員会の委員長をさせていただいております。もともとは専門は地質学で、昭和30年代から中部地方を中心に地下水の保全をやっております。最近は地下水の仕事が多々ございます。

早川委員

滋賀大学の早川です。栗東ニューハイツに住んでいる地元住民の一人ですけれども、この委員会には社会学の専門家として加わっております。よろしくお願いいたします。

當座委員

住民代表委員としてニューハイツ自治会の方から出ております當座です。よろしくお願いいたします。

田村委員

おはようございます。住民代表として出ております栗東市議会の産業廃棄物対策特別委員会の委員長をしております田村と申します。よろしくお願いいたします。

竹口委員

住民代表として出ています、合同対策委員会に出ています竹口です。よろしくお願いいたします。

岡村委員
長

以上でございますので、よろしくお願いいたします。

次に、本日の進め方でございますけれども、受付でお渡しいたしました次第に基づきまして、この後、対策工法について、スライドと資料に基づき事

2. 議題
(1) 委員会
で検討
している
対策工
法につ
いて

上田室長

務局および提案の委員から約 30 分程度説明をしていただきます。そして、その後、意見交換に入りたいと思います。ここでは、先ほど申しましたとおり、皆さんの幅広いご意見をいただきたいと思っております。

なお、できるだけ多くのご意見を伺いたいと思いますので、場合により、やむを得ず発言時間を制約させていただく場合もあるかと思っておりますけれども、その際はご了承をよろしくお願いいたします。

また、閉会は一応 12 時半ごろをめどにいたしております。

なお、記録の整理の都合上、発言されます前に、自治会名、あるいは大ざっぱで結構でございますので、どこの何番地何番までは必要ございませんので、住所とお名前をお願いいたしたいと思っております。

それでは、対策委員会で検討している対策工法について、これから説明を始めていただきます。

最終処分場特別対策室の上田でございます。

対策工の説明をさせていただきます前に、皆様にご心配をいただいております掘削調査につきまして、少しご報告をさせていただきたいと思っております。

R D 処分場に係ります掘削調査は、去年の 10 月 30 日に工事を開始いたしておりましたが、私どもと地元自治会代表との相違がございましたことから、抗議をいただきまして、11 月 2 日から中断をいたしております。県としましては、この掘削調査の実施で最も影響を受けられます自治会に説明をさせていただかなかつたことを謝罪いたしますとともに、掘削箇所を決定するに至った経緯、掘削工事概要を具体的に説明させていただきました上で、地元住民の皆様のご理解とご協力をいただき、一日も早く掘削調査の再開にかかりたいと考えております。どうかよろしくお願いをいたします。

それでは、対策工の事務局案の説明につきまして、担当の方から説明をさせていただきます。

谷本

それでは、説明させていただきます。

資料 - 1 の 1 ページをお願いします。1 ページは、対策工を体系的に整理したものです。

1 つ目の箱の中が、生活環境保全上の支障の素因となる廃棄物そのものを撤去する対策です。

生活環境保全上の支障といたしましては、現時点で整理したものが 5 つあります。1 つが西側法面の崩壊による支障のおそれ、2 つ目が廃棄物の飛散・流出による支障のおそれ、3 つ目が地下水汚染の拡散による支障のおそれ、4 つ目が硫化水素等ガスが発生していることによる支障のおそれ、5 つ目が炉内の焼却灰等の飛散による支障のおそれです。

廃棄物そのものを撤去する場合には、周辺環境への影響を軽減するため、緊急対策を行います。緊急対策といたしましては、地下水拡散防止対策として、遮水壁を処分場の周辺に築造します。廃棄物の飛散防止対策として、廃棄物の表面にシートを敷設します。掘削による廃棄物の攪乱防止や浸透水の水質悪化を防止するため、浸透水の揚水や排水路を設けて水を処理します。

緊急対策完了後、廃棄物の掘削に入ります。掘削には2つの工法があります。1つが多段式露天掘り施工、もう1つが掘削・埋め戻し並行施工です。詳細につきましては、後ほど説明させていただきます。多段式露天掘り施工の場合、廃棄物を全量撤去し処理します。工事費は約400億円、工期は16年かかります。掘削・埋め戻し並行施工の場合、廃棄物を掘削、分別し、埋め戻し可能な廃棄物については埋め戻しを行います。試算では、廃棄物量の50%程度を埋め戻し可能と仮定しております。この場合、工事費は240億円、工期は13年かかります。

2つ目の箱の中が、廃棄物を掘削せず、物理的、化学的な方法により原位置で浄化处理して、支障の除去および拡大を防止する対策です。地下水汚染対策を対策の軸として2つの方法を選定し、他の支障に対し効果的な工法と組み合わせて対策工としました。

1つが、全周に遮水壁を設けて地下水の流動を阻止するもので、B-1案は、廃棄物の飛散防止対策に覆土を土質系で行い、ガス対策として空気孔を設けて自然換気をさせる対策です。この場合、工事費は約33億円、工期は3年かかります。B-2案といたしまして、遮水壁を設け、覆土をシート系で行います。ガス対策といたしましては、ガス処理施設を設け、強制換気による対策です。この場合、工事費は39億円、工期は3年かかります。

もう1つが、地下水の下流域にバリア井戸を設け、地下水の流動を制御する対策工のC案です。これは、廃棄物の飛散防止対策に覆土をシート系で行います。ガス対策として、ガス処理施設を設け、強制換気をさせる対策です。この場合、工事費が14億円、工期が2年かかります。

3つ目の箱の中が、今説明しました支障の除去および拡大防止対策に合わせ有害物質の掘削除去を行う案です。掘削除去の対象物は、掘削調査の結果を踏まえ、今後委員会で検討していただくことになると思います。現段階では、掘削除去の対象物の種類、掘削範囲、掘削方法等が具体的には決まっておりませんので、工期および工費の検討はできておりません。

以上が対策工の概要でございます。

2ページをお願いします。今説明しました各概要につきまして、もう少し詳細な説明をさせていただきます。

まず、A-1案です。

掘削に伴う周辺環境への影響を軽減するため、緊急対策を行います。内容は、先ほど説明いたしましたように、周辺に遮水壁を設ける。廃棄物の飛散防止といたしまして、表面にシートを敷設します。また、分別ヤードに大型テントを設けます。表面排水としましては、外周に水路を設けます。浸透水の対策といたしまして、揚水井戸を設け水処理をします。

この緊急対策が終わりましたら、掘削に入ります恒久対策となります。まず、廃棄物全体を5mごとに切り下げていき、廃棄物の全量を掘削除去します。掘削した廃棄物は、分別処理後、処分場外へ搬出して処理します。廃棄物の全量掘削完了後、周辺の高さまで良質土で埋め戻します。

今出ておりますのが、ざっとした対策の概要図でございます。

次に、対策の説明をさせていただきます。掘削撤去工事は長期間になるため、先ほど申しました緊急対策をまず行います。掘削は、処分場を6ブロック程度に分割して、多段式露天掘りにより掘削を行い、廃棄物全量を掘削します。掘削した廃棄物は、現地で分別し、外部の最終処分場へ搬出し、適切に処理をします。分別作業は、廃棄物の飛散や騒音防止のため、現地に大型テントを設置してテント内で行います。廃棄物全量撤去後、周辺の高さまで良質土で埋め戻すこととなります。ここで、多段式の露天掘りにつきましては、3ページに資料がありますけれども、後ほど説明をさせていただきます。

課題につきましては、まず安全性は、掘削工事中は常に有害ガス、粉じんの発生のおそれがあり、作業員の安全および健康管理を十分に行う必要があります。次に、周辺環境への影響といたしまして、ダンプトラック等の工事車両が1日当たり約100台と非常に多いため、周辺の生活道路の交通渋滞、また工事車両等による騒音、振動、排気ガス等によりまして周辺環境に影響を与えます。また、遮水壁設置工事の場合には、大型重機の稼働によりまして振動、騒音が発生します。廃棄物の掘削区域には大型テントを設置しないため、掘削工事中に廃棄物の飛散、有害ガスの放散、悪臭の発生のおそれがあります。工期につきましては、714,000m³の廃棄物の掘削、処理を行いますので、約16年かかります。経済性につきましては、714,000m³を全量処理いたしますので、約400億円の費用がかかります。その他といたしまして、掘削した廃棄物の処分先の確保がまず大前提となります。また、既設建築物や工作物への対応が必要となります。場内での工事車両の往来が困難になる可能性もございます。

以上がA-1案の説明でございます。

次に、3ページをお願いいたします。これは、先ほど説明しました多段式露天掘り工法の施工概要でございます。まず、全体を概ね6ブロックに分割いたしまして、掘削作業を行う一番最後のブロックに大型テントを設置します。次に、掘削作業をするブロック以外のところに遮水性のシートを張るとともに、周辺に雨水排水処理用の水路を設置します。次に、(3)といたしまして、一番初めの掘削ブロックについて掘削を開始します。掘削につきましては、掘削重機が掘削可能な最大深さ5m程度まで掘削を行います。掘削完了後、(4)になるんですけれども、次の掘削ブロックに敷いてある遮水シートおよび水路を掘削が完了したブロックに敷設し直します。続きまして、敷設がえが終わりましたブロックについて掘削を始めて、完了させます。同じようなことを繰り返しながら、全体を5mずつ切り下げていくという工法でございます。

次のページをお願いします。A-2案です。これは、委員の3名の方から提案いただいたものを事務局で整理させていただいたものでございます。

A-1案と同様、緊急対策を行います。A-1案と若干変わっておりますのは、廃棄物の飛散・流出防止のために、大型テントを分別ヤードだけでは

なく掘削ヤードにも設けるといふようになっておりまして、その他の緊急対策につきましてはA - 1案と同じです。

恒久対策といたしまして、処分場を6ブロック程度に分割します。掘削は、分割したブロックごとに掘削を行います。ブロック単位に廃棄物底面まで掘削を行い、掘削完了次第、埋め戻しを行い、次のヤードについては掘削と埋め戻しの並行作業を行っていく工法でございます。埋め戻しは、現地で分別した土を再利用するというふうに考えております。

対策工の概要につきましては、今出ておりますこのような形になります。

次に、対策工の説明をさせていただきます。掘削除去工事は、同じように長期間を要しますので、まず緊急対策を行います。掘削は、6ブロック程度に分割いたしまして、ブロックごとに廃棄物底面まで掘削し、順次分別した土で所定の高さまで埋め戻します。掘削・埋め戻し並行施工になります。これにつきましては、後ほど、提案いただきました梶山委員の方からもう少しご説明いただきたいと思います。埋め戻し土は、廃棄物の50%程度が再利用できるものと今のところ推計をしております。ただし、埋め戻し土の再利用に当たりましては、分別土の洗浄が必要になります。廃棄物の飛散防止のため、分別ヤードおよび掘削ヤードの2カ所に大型テントを設置します。掘削エリア以外の表面は遮水シートを設け、雨水の浸透を抑制し、重機の往来箇所につきましては鉄板を敷設することになります。

次に、課題です。まず、安全性は、掘削と埋め戻しの並行作業となるため、掘削および盛土の作業は急斜面に挟まれた狭いエリアとなります。このため、大雨や地震等異常時の場合には、掘削斜面の崩壊や作業エリアが水没するおそれがあります。A - 1案に比べて、作業エリアの危険要素は多くなります。周辺環境への影響といたしましては、処分量がA - 1案、全量に比べまして50%というふうに想定しておりますので、当然工事台数はA - 1案よりは少なくなりますけれども、概ね1日50台程度の工事車両が通行いたしますので、A - 1案と同様、周辺道路の渋滞、工事車両による騒音、振動、排気ガス等の影響がある。また、同じように、遮水壁設置時には周辺に影響を与えると考えられます。工期につきましては、掘削と埋め戻しの並行作業を行いますので、試算では13年程度かかると考えております。経済性につきましては、分別した土砂を再利用するため、A - 1案より安くなりまして、240億円かかります。その他といたしまして、まず掘削物の処分先の確保が必要となります。これも先ほど申しましたけれども、既設の建築物や工作物への対応が必要となります。掘削底面の地下水処理や大型テントの位置を踏まえた搬路計画が必要になります。また、大型テントの支持力の確保が課題となっております。

次のページをお願いします。これが掘削と埋め戻しを並行作業で行う場合の概念図でございます。こちらにつきましても、また梶山委員の方からご説明があると思しますので、今回は省略させていただきます。

次に、B - 1案でございます。こちらは、概要のところの説明しましたよ

うに、廃棄物を掘削せずに原位置で処理する方法でございます。

まず、先ほど申しました から の現在整理しております支障のおそれに対して、それぞれの対策を講じていきます。まず、法面の崩壊につきましては、法面の勾配を安定化させる。廃棄物の飛散・流出防止につきましては、覆土を土質系で行います。地下水の拡散防止につきましては、周辺に遮水壁を設け、地下水および浸透水の揚水を行い、水処理をします。有害ガスの放散防止につきましては、空気孔を設置し、自然換気でガス対策を行います。焼却炉内の焼却灰につきましては、洗浄除去を行うというふうな対策としております。

今出ておりますのが対策工の概要の図面でございます。

次に、対策工の説明をさせていただきます。処分場周辺に鉛直遮水壁を設けまして、地下水の拡散を防止します。廃棄物の飛散防止対策としまして、土質系の覆土を行います。土質系の覆土のため、雨水は廃棄物に浸透し、廃棄物中に含まれる有害物質が浸透水に溶出します。雨水の浸透で廃棄物の洗浄効果を期待しております。浸透水は揚水井戸でくみ上げます。くみ上げられた浸透水は、適切に水処理を行い、公共下水道等に放流いたします。これらの作業を繰り返すことにより、廃棄物層内の浸透水は浄化されていくものと考えております。次に、鉛直遮水壁内の汚染地下水のくみ上げを行います。鉛直遮水壁内の水位を壁外の水位より低くし、鉛直遮水壁の遮水効果の万一の低下に備えまして、地下水の拡散リスクを排除します。廃棄物層内に空気孔を設置し、浸透水のくみ上げによる水位変動で自然換気をし、廃棄物内を準好気性環境にして、微生物による有機物の分解を促進させるとともに、硫化水素の生成抑制を行います。廃棄物の安定化には時間を要すると考えられます。鉛直遮水壁は、その期間中、遮水能力が保持されることが前提となります。周辺の汚染地下水は、移流拡散により浄化させます。目標が達成されない場合には、新たに井戸を設けて地下水をくみ上げ、処理を行います。

次に、課題でございます。まず、安全性につきましては、遮水壁の設置工事において、処分場の南側に平坦地でない部分がありますので、ここの対応が必要になってくるというふうなことがあります。周辺環境への影響でございますが、遮水壁工事では、大型重機の稼働による振動、騒音が発生します。遮水壁の工事の工法によりましては多量の排泥が発生する可能性があり、周辺への流出が懸念されます。覆土の工事では、少量ではありますが、廃棄物の掘削をすることになりますので、廃棄物の飛散、有害ガスの発生、悪臭の発生のおそれがあります。工期につきましては、遮水壁工事を重機2セットによって行うことにより工期を短縮し、工期につきましては今のところ3年程度かかると考えております。経済性につきましては、約33億円、大半が遮水壁の設置工事になります。その他といたしまして、鉛直遮水壁の外側の汚染地下水の自然浄化が促進されない場合には、先ほど申しましたように、くみ上げて処理をする必要がある。また、大型重機の施工等のヤードが非常に大きくなりますので、隣接の地権者との協議が必要になる可能性があるとい

うこととでございます。

次のページをお願いします。B - 2案でございます。

生活環境保全上の対策といたしまして、B - 1案と異なる点を説明させていただきます。廃棄物の飛散防止につきましては、覆土をシート系で行うということ、および有害ガスの放散防止につきましては、ガス処理施設等を設けて強制換気を行うというふうな対策を考えております。

今出ておりますのが対策工の概要の図面でございます。

対策工の説明をさせていただきます。これも先ほど説明しましたように、まず周辺には鉛直遮水壁を設けて汚染地下水の拡散を防止します。廃棄物の飛散防止対策といたしまして、シート系の覆土を行います。遮水性のシートを使用するため、廃棄物層への雨水の浸透は遮断されます。雨水の浸透は抑制されるため、廃棄物の洗浄効果は期待できません。また、シート系の覆土のため、有害ガスは放散されず廃棄物層内に滞留し、廃棄物層内が嫌気性の環境となります。有害ガスの滞留および廃棄物の安定化がおくれるため、ガス処理施設を設置し、有害ガスの強制引き抜きを行い、滞留ガスを減圧・処理して排除させます。廃棄物層内に空気を強制注入し、準好気性環境にすることで安定化を促進させます。周辺の汚染地下水は、移流拡散により浄化させます。浄化の目標が達成されない場合には、くみ上げて処理を行います。処分場内の遮水壁に封じ込めた残留汚染水（浸透水・地下水）の全量除去を行います。揚水井戸を設置し、浸透水および汚染地下水を揚水し、新たに設置した水処理施設で適切に処理して公共下水道へ放流します。汚染水全量をくみ上げることとなりますので、汚染水の周辺への拡散はなくなります。

次に、課題でございます。まず、安全性は、遮水壁の設置工事において、これも先ほど申しましたけれども、処分場の南側には平坦地でない部分がありますので、十分な施工計画が必要であるということです。周辺環境への影響といたしましては、これも先ほど申しましたとおりでございます。工期につきましては、これも遮水壁の工事に概ね日数がかかりますので、工期は先ほどと同じように3年程度かかります。経済性につきましては、ガス処理施設を設けますので、約39億円になります。その他といたしまして、これも先ほど申しましたように、処分場外の汚染地下水の自然浄化ができない場合には、くみ上げて処理をする。また、これも先ほど申しましたが、大型重機により近接地権者との協議が必要になるということです。B - 1案に比べまして、完全遮水構造のため、長期の地下水処理管理が不要となるメリットがあります。

次のページをお願いします。C案でございます。これは、地下水対策といたしましてバリア井戸を設ける案でございます。

B案と違いますのは、今説明しましたバリア井戸を設けること、ガスにつきましてはガス処理施設を設けるということ、また廃棄物の飛散防止につきましてはシート系の覆土を行うということを考えて案でございます。

今出ておりますのが対策の概要の図面でございます。

対策工の説明をさせていただきます。バリア井戸を地下水下流域に設置し、Ks2、Ks3 層の地下水位を制御します。バリア井戸の水位と上流側の地下水位に水頭差を発生させ、汚染地下水を処分場下流側に流下させないようにします。バリア井戸により揚水した地下水は、新たに設置した水処理施設で適切に処理し、公共下水道へ放流いたします。廃棄物の飛散・防止対策といたしまして、シート系の覆土を行います。遮水性シートを使用するため、廃棄物層への雨水の浸透は遮断されます。このため、廃棄物の洗浄効果は期待されません。シート系の覆土のため、有害ガスは放散されず廃棄物層内に滞留し、廃棄物層内は嫌気性環境となります。有害ガスの滞留および廃棄物の安定化が遅延するため、集ガス装置、ガス処理施設を設置し、有害ガスの強制引き抜きを行い、滞留ガスを減圧・処理して排出します。廃棄物層内に空気を強制注入し、準好気性環境にすることで安定化を促進させます。C案につきましては、対策委員会において検討対象から除外してもよいという意見が今のところ出ております。

次に、課題でございます。安全性につきましては、他の工法に比べまして比較的工事規模が小さいことから、他の案よりも安全性は高いと考えております。周辺環境への影響につきましては、地下水を多量にくみ上げるため、周囲の地下水位が低下されます。覆土工事の際には、少量ですけれども、廃棄物の掘削を行いますので、廃棄物の飛散、有害ガスの発生、悪臭の発生のおそれがあります。他案より井戸の設置本数が多く、井戸の設置位置を適切に検討する必要があります。また、場合によりましては、汚染された帯水層の地下水が汚染されていない地下水の帯水層に漏水する可能性があると考えられます。工期につきましては、工事規模が小さいため、約2年程度かかると考えております。経済性につきましては、他の工法に比べまして、約14億円と比較的安価ではありますが、水処理およびガス処理施設等のランニングコストが最も高く、年当たり約7,000万円程度かかると考えられます。また、長期間にわたり維持管理が必要となる可能性があります。その他につきましては、水処理施設の能力低下や停止等のリスク等は常にあり、地下水の汚染の拡大のリスクは遮水壁案よりも大きく、豪雨などの水処理対応の限界も懸念され、他案より確実性は劣ります。

次のページをお願いします。D案でございます。これは、原位置での浄化処理 B - 1案、B - 2案およびC案に有害な物質の掘削除去を合わせたものでございます。こちらにつきましては、掘削除去の対象物は、掘削調査の結果を踏まえて、委員会において検討していくことになっておりますので、現段階では対象物の種類、量、エリアおよび掘削方法が具体的に決まっておりません。このため、工期および工事費等の検討はできない状態にあります。以上でD案の説明を終わらせていただきます。

梶山委員

こんにちは。梶山です。池田委員、早川委員と三者共同で提案しております委員三者提案について若干補足させていただきます。

まず、先ほどご説明がありましたが、1つは全量撤去を前提としてしていると

というのが特徴です。それから、緊急対策として全周遮水工、これはソイルセメントにするかコンクリートかという問題がありますが、全周遮水工、それから雨水の浸透を防ぐという意味で表面遮水工をシートで行う。これが大前提です。いただいた資料の中に、遮水壁は信用できないんだという畑先生のコメントが入っていますが、実例を見ないで余り決めつけるのもどうかと。私自身も、遮水壁に全面的な信頼を置くのは間違いだと思っていますが、その程度その他についてはこれから大いに議論が必要だろうと思っています。

それから、A - 1案と一番違うところは、これでちょっと見ていただきますと、これは6ブロックでかいてありますが、必ずしも6ブロックじゃなくて、実はもっと細かい方がいいのかもしれない。例えば、12ブロックとか16ブロックの方がいいのかもしれないということで、これは具体化の段階で当然もう一度検討しなければいけない問題です。一番違うところは、この処分場の中に選別ヤードをつくりまして、選別ヤードと掘削ヤード、それから最初のブロックの場合だけ仮置き場が必要だという点で違いがあります。選別ヤードは、全体を大型テントで覆う。掘削ヤードも、全体を大型テントで覆う。これが大前提で、廃棄物の掘削、選別に伴う飛散その他を防止するということになります。選別して、選別したもののうち、土石類はその処分場内に埋め戻す。今のところ50%という仮定をしていますが、これは全くでたらめな数字じゃなくて、部分的な選別で大体そのぐらいの値であろうと。もちろん、これは動いてくる数字です。

それで、1つは、後でまた議論が出てくると思いますが、じゃあどういう基準で選別するのか、有害廃棄物と有害でない廃棄物まで分けるのかというと、これはそうではなくて、有害な廃棄物と有害でない廃棄物を分けるという考え方はしない。それをやるには、かなりきめ細かい分析が必要になりますから、目視で一目瞭然でわかる土石類と廃棄物だけの分別、選別に限る。これが基本的な考え方になります。

それから、1つ訂正しなければいけないんですが、先ほどの県の事務局の方からのご説明の資料に、焼却灰については洗浄除去と書いてありますが、我々の提案はそうではありませんで、焼却炉については解体撤去が大前提だということになります。

これは、要するにその場でまず第1のブロックを掘削する。基本的には角度をつけて、露天掘りと同様の工法で掘っていかなければいけないわけですが、最初の部分については仮置き場が必要です。それから、選別ヤードはずっと必要です。例えば、50%とすると、これは50%埋まる。そうすると、2つ目のブロックでいきますと、2つ目を掘るときには、ここが既に例えば半分余りがあるわけです。半分余りがあるわけですから、既に掘った部分、埋め戻しを半分した部分にこれを入れていけばいいということですから、2つ目のブロックからは仮置き場が要らないという形になります。あとは、これを繰り返しながら、6カ所全部埋め戻しをしていく。それで、選別して、廃棄物と判定されるものについては、管理型に直ちにその場から運んでいくと

(2)
住民の皆様からの
意見について

岡村委員
長
住民 A

いう形になります。

あと、排ガス対策とか浸透水対策は、A - 1 案と基本的に変わりません。

あとは、議論があった段階でご説明させていただければと思います。とりあえず以上です。

それでは、始めさせていただきたいと思います。どなたからでも、ご意見、ご質問がございましたら。

どうも皆様、ご苦労さまです。栗東市の調査委員会というのがあります。44 回、8 年間近くやっておりますが、その副委員長をしております（住民 A）です。栗東市の中沢に住んでおります。

市の調査委員会でこの問題をずっと検討してきました、最近具体的な案を出していかないといけないということで検討している案です。これは、有害物を除去する、すべて撤去するということで提案していきたいということで、その方向で今調査委員会で検討しております。その内容を説明したいと思います。

1 枚の A 4 のプリントをお渡ししていますので、いきさつからお話ししますけれども、8 年間を超える経過がありまして、これは住民運動がご存じのとおり続いてきまして、そのことでもって物が進んできたということです。現在までに県が覆土案、覆土で終わる、あるいは大したことはないということを繰り返し繰り返し言われてきました。元従業員の話聞いてくれと言っても、それは聞かない。ドラム缶が埋まっていると言っても、それは自分らは知らない。それを繰り返し繰り返し私たちがめげずに進めてきた結果、ようやく対策案を出すということにきたという経過を踏まえて物を考えていきたいと思います。

そして、現在は、具体的にどのようにするのかという具体的な案が必要であるところまで来ました。ですから、具体的に実行できる案を提示していかないと、またうやむやになる可能性があります。これは、現在、今までの検証委員会というので第三者が検証しておりますが、県の今までの姿勢によって混乱と悪い結果を引き起こしたという結果を出しておられます。今回も、いかにいいものを決めても、それはどうなるかということで、どうしても現実化するということで問題を進めないといけないと思います。

現在出されている案は、今説明がありましたので、その評価ですけれども、A 案は、いわば全部撤去すると。理想的な案です。400 億ですね。あるいは 240 億。私たちは、希望を持って今までもやってきました。しかし、それを現実化するということで同時に考えていかないと、いつもできなかったという意味で、これは本当に現実化するという完全な保証がない限りは、私たちはこれに乗るということではできないと思っております。B、C 案は、不完全で、言うまでもないということで省略します。

具体的なことですけれども、現在は具体的な対策案を立てる段階で、可能で現実化するということでなければならぬ。理想的であるだけではだめです。現実化するということで提案をしていきたいと思っております。

一番大事なことは、環境を汚染から守ると。じゃあ、何が汚染しているのか。これは処分場内の有害物です。この有害物を除けば汚染は防げる。もちろん、今までの汚染はありますから、完全にゼロになるには時間がかかりますが、とにかく進行することは防げる。この有害物をいかに徹底的に、いかに能率的に現実化するかがということが我々に課せられた課題であると。そして、すべての有害物を目指すということは、具体的には、ドラム缶等の有害物、その周辺の汚染土壌、汚泥、焼却灰、揮発臭や変色のある土壌、疑わしい土壌等の撤去、これが基本的なことです。

しかし、これができるのかどうかということで、2番目に、有害物とそうでないものをいかに選別、撤去するかという問題があります。1つは、そのためには、廃棄物の掘削調査によって有害物の埋め立て状況を把握する。そして、能率的に行う。これは、きちっとやれば、調査でなく、既に撤去ということが出来る。連携するというか、連続的にできるということで考えていきたい。そのためには、可能な限りといいますか、全地域調査、撤去するというのが原則だと思います。そして、選別のマニュアルを作成し、有害物を撤去する。これは、なかなか難しいところがありますが、さまざまな専門家の協力を得なければならぬ。原則は、目視と現場で行える検査で早急に行う。検体を持って帰って、また1カ月後に検査結果が出るということでは時間がかかり過ぎ、費用もかかる。現実的に行うということを中心にするということです。

3番目の問題は、工事の周辺に対する悪影響をいかに防ぐかということです。今、全周遮水壁は、それで終わろうというB案もありますが、A案は、工事のために26億で、それをしようということですが、これに対して、その対策は、撤去ということについては、場所によって深いところも浅いところもあります。いろんなやり方をしていけないといけません。そのために、掘削調査をしてやるわけですが、その現状に見合って環境汚染を防ぐ。例えば、矢板をつくるとか、ここはくみ上げだけでいけるとか、現実的にその都度その都度対策を立ててやっていくということで、環境への汚染を防ぐということを考えて、当初から全周遮水壁というものは不要であると。これは、2年間の工期と26億円の費用と、その工事自体が環境への影響がある。周辺の住宅地に影響があるのと、粘土層その他を乱して、自然の破壊を起こすという問題があります。

そういうことで必要ないというのと、もう1つは、周辺全部に遮水壁をすると、それで終わるという危険性もある。これは、全国的にそのようなことが起こっている。遮水壁だけで終わっている。最初からその予定が多いですけども。

そして、本当に工事が予定どおり進むのか。例えば、掘削調査が今やられることになりましたが、たった2日で中止になったんですよ、1カ月で終わる予定が。そして、今、2カ月半たっていますが、再開していません。今日、その理由を話しすると聞いていました。だけど、鋭意努力する、その反対し

ている自治会と話ししますと、これは2カ月前と一緒にですね。いかに計画を立ててもできない。その自治会の代表者が副代表者は、この県の対策委員会の委員なんです。そこで決めたことが自分の自治会で反対と、こういうことですね。自分たちで決めて、そしてそれをさせない。こういうことが起こって、県はなすすべもなく、なぜそれが進まないのかと。住民に迷惑をかけるからやめたんだというのなら、その理由をちゃんと私たちに発表してほしい。なぜ中止して、このままやむやみになる可能性がありますね。だから、本当にその住民がこの調査で困ることがあるんだったら、ちゃんとしないといけない。その話も私たちにはない。こういう秘密主義で進めていくようなことで16年間もできますか。そういう危惧をいっぱい考えながら物事を決めていかないと、理想を掲げてやるということは、挫折する可能性があるということも考えて、別にそれは挫折したらいいんじゃないですよ。現実的に、いろんな点から考えてやるという段階に来ている。この問題の当初は、全量撤去、あるいはこうしてほしいと。それは大きな目標で、そして現実化するときには、現実的目標、現実的プランを立てないと物は進まないと思います。

そして、4番目の問題は、これは残留すると思います。それは軽いですよ。10分の1になるかわかりませんが、それに対する対策を立てる。これは、メンテナンスとかいろいろありますが、今日は具体的なことはまだ出す段階でないと思うので、わかりませんから出せませんが、それを含める。

ですから、まず有害物撤去というのを必ずやることを決める。それから、選別はどうするか。それから、周辺環境に悪影響を及ぼすのをどうするか。4番目に、残留する可能性のある有害物をどうするか。この順序で具体的な納得いく計画を立てて、必ず実行するという計画を立てなければならないと思います。

そして、これは財政的にもべらぼうなものではないと。現実性を持たさないといけない。別に遠慮しているわけじゃないですよ。そして、下に書いてある、これは県の大体の費用の計算に基づきながらやっております。というようなことで、100億円以下じゃないかと思うんですけども、これは具体的なときに考えていったらいいので、基本的なことは、今私の話したようなことだと思います。

この遮水壁の問題は、大きな問題ですし、ちょっと調査委員の畑先生の方で追加していただきたいと思っております。

以上です。

住民B

市の調査委員をやっております（住民B）と申します。大学は大阪市立大学ですが、近くの竜王町に住んでおりますので、その絡みで市の調査委員に入っております。

遮水壁の問題点について、この新聞記事を見ていただいたらいいんですけども、簡単に紹介しておきますと、まずA案とB案の遮水壁が同じソイルセメントで考えているということです。これがまず全くおかしいことですね。

A案の場合は、全量撤去ですので、暫定的な遮水壁でいいと思うんですけども、B案の場合は、50年、100年、半恒久的なものになりますから、それが全く同じ材質のソイルセメントであると。遮水壁にはいろいろありまして、基本的にはコンクリートとソイルセメント、あと鋼矢板とか幾つかあるんですけども、一番いいのはコンクリートなんですけれども、それがソイルセメントと同じものを使うということで、B案についてはそういう面で疑わしいということです。

それと、遮水壁は、僕は実際にOAP 大阪アメニティパークの汚染事件に数年前にかかわったんですけども、あの三菱の警察が動いた事件ですけども、あそこは厚さ50cmのコンクリートの遮水壁が地下に40m入っています。それは、オフィス、ホテル棟ですね。それから、マンション棟につきましては、ソイルセメントの遮水壁が二十数mしか入っていないんです。それで、いずれもつくったときから、1年目から1日10m³の水がわいてきたんです。遮水壁は、当然粘土層まで打ち込んであるんですけどね。それが5年たって、1日30m³の汚染された水が常に出てきていて、それをずっと処理しているわけです。今も半永久的にこれを処理しているわけです。

そういう意味で、遮水壁は、水を完全にとめるのではなくて、透水係数という言葉がちょっと入っていますけれども、コンクリートでも水をゆっくり通すんです。ソイルセメントは、土にセメントをまぜただけですから、さらに水を通すと。例えば、ソイルセメントの例でいきますと、この透水係数から計算すると、1年で30cm水が通るんです。だから、60cmのソイルセメントでも、2年すると水が通る。ゆっくり通すと。コンクリートとかソイルセメントよりも、はっきり言って粘土の方がいいんですね。より水を通しにくい。しかし、粘土といっても、水を通しにくいだけであって、全く水を通さないわけではないんです。だから、不透水層という言い方がありますが、あれは間違っています。難透水層 水を通しにくい層は、粘土が一番いいんです。

最近、福井県の敦賀の処分場、1190,000 m³で、栗東よりも規模が大きいんですけども、ここがこの遮水壁の工事に100億円かけて入るんです。その資料を見たら笑ってしまったんですけども、要するに遮水壁の外側にさらにトンネルを掘ると。つまり、水が漏れることを前提にして工事をやっているということですね。ということで、遮水壁については、100%水をカットできるものでもありませんし、それですべてきれいになるとか外に漏れないことはないということです。だから、B案、B-2案ですか、水を全量くみ上げるので問題ないと言っていましたけれども、多分常に水が出てくると思います。

それと、B案のモニタリング期間は、5年できれいになるということで、排水処理の維持管理費が非常に短い期間になっているわけですけども、これも実際そういうことはありません。僕は実際、イタイタイ病を起こした神岡鉱山の垂鉛電解工場の土壌汚染の問題に36年間かかわっていますけれど

も、30年たっても、今、水をくみ上げて処理しているんですけども、全然きれいにならないです。それほど、土壌とか廃棄物が一たん汚染されると、ほぼ二、三十年、半永久的、50年とか、汚染地下水が出てくるという実例があるんです。

それと、遮水壁は、コンクリートにしてもソイルセメントにしても当然劣化します。特に、廃棄物の中に酸性のものが入っていますので、コンクリート、セメントはアルカリ性ですので反応して、さらに劣化しやすくなります。ということで、耐久性にも問題があるということです。半永久的にもつものではないということです。

それと、遮水壁の工事自身に問題がありまして、図面にもありますように、垂直に鉛直に遮水壁を入れますので、第1粘土層、第2、第3粘土層、全部縦に穴をあけます。ということで、上の汚染地下水を下の地下水層に落とすことになります。そういうことで、安易に遮水壁の工事はやるべきではないと思っております。

最後に、全量撤去の問題がいろいろあるんですけども、搬出したものをどこへ持っていくかといひましても、結局どこかへ持って行く。例えば、大阪湾のフェニックスの管理型処分場へ持って行くと。大阪湾を埋め立てているわけですけども、管理型処分場は、僕の本にも書いてあるんですけども、完璧に漏水を防ぐことはできません。一部、どうしても周辺が汚染してしまうんですね。シートとか、さっきの遮水堤というか、粘土も使う場合がありますんですけども、そういうもので遮水しているだけです。完全に遮水できません。そういう意味で、汚染物質を栗東から大阪湾に移すだけという側面もありますので、基本的には有害物質はきちっと処理をして無害なものにしていくことをやらないと、単に汚染廃棄物、有害な廃棄物の場所を移すだけになってしまいかねないということで、この400億円というほぼ全量搬出に近いもの、県の考えているA案は非常に問題があると思っております。

ということで、実際に深掘りしたときとか平坦部で掘ったときにドラム缶等が出てきましたから、実際に目で見てわかるおかしなもの、廃棄物が捨てられていますから、これは工事に1年もかかりませんので、まずそういうものを早くやって、それから長期的にどうするかということを考えていくべきではないかと思っております。

以上です。

住民C

処分場の先生方、ご苦労さんです。

多くの意見ということで、私は、平成8年からRD問題を栗東町議会で質問し、失脚した立場ではありますが、強い関心を持っております。と申し上げるのは、3点ばかり申し上げたい。

香川県の豊島は、国、県、町と取り組んでいるわけですけども、栗東市の場合、240億から400億、全面撤去ということなんですけども、これは国、県、市のそういった働きかけでさせていいたら可能というふうに考え得るわけですけども、いかがでしょうか。1点目。

2点目は、やはり地元代表で委員の方が出ていらっしゃる。妥当な解決策はあるはずで。そうした中で、意見をやっぱりまとめて、そしてこうしてやるべきだと。案は案でよろしいですけども、方向性を出すべきがいいんじゃないか、このように思うわけで、腹を据えてひとつ取り組んでいただきたいというのが2点目。

3点目、栗東市は非常に住みよいまちである。そういった中で、RDを分譲住宅にでもでき得るような環境に取り組んでいって、やっぱりトレセンに馬がいると。RDの処分場の跡にも、馬、いわゆる競争馬が住みよいというような環境を整えるのが第3の目標でありますけれども、そうした環境にしていきたいというのが私の意見で、回答になるかならないかは別にして、考え方はそういう考え方で、ひとつ前向きに取り組んでいただきたいと思えます。

以上、終わります。(拍手)

横山委員

今おっしゃっていただいたことに答える立場ではございませんけれども、非常にいい意見かと思えます。

私は、栗東市の対策委員会の委員長をしていますので、栗東市の対策委員会の現状について、今、(住民A)さんと(住民B)先生がちょっとお話しただきましたけれども、多分に個人意見が入っていますので、それについてフォローする意味で、栗東市の委員会としては今何をしているかということ、まず有害物の撤去だけはどうしてもやってもらいたいということは全員的一致としてほぼ決まっております。したがって、現在の県の案で言うと、A案とB案の間になるかと思えます。

それから、有害物の撤去をどうやってやるかということについて、この前物すごく議論をさせていただきました。これはどうしてかということ、A案あるいは3委員の案がそのまま通って、県の議会がそれを認めていただいて、お金を出してくれて、今おっしゃったように国、県、市で全部お金を出して、400億なり300億なりを出していただければ非常にいいんですけども、それは理想であって、それについての不安感が大きいわけです。県の方でこれだけお金を出しますと言っていたら問題はないんですけども、1つは県民の理解、税金を使うわけですから、あるいは国民の理解も含めまして、お金が出ないんじゃないかという不安感がありまして、なるべく安く、それこそ滋賀県の知事じゃありませんけれども、もったいないの精神で頑張ろうということで、有害物の撤去を安くやるにはどうしたらいいかということも現在考えているというのが大きな方向でございます。有害物をそのままにしておいて、例えば遮水壁をやったって、あるいは埋め立ててしまっても、あるいは原位置処理というのは困るという点で一致をしております。現状報告と兼ねて申し上げておきます。

住民D

RD処分場の有害物から飲み水を守る会の事務局長をしております(住民D)です。中沢に住んでおります。

私たちは、8年間、いろんな集会とか署名とかをして、この処分場の有害

物を撤去してくださいと県に言ってきました。しかし、本当に難しい。やっていただけない。2年前にようやく、元従業員の方たちの証言によって、ドラム缶が105個も掘り出されました。これは、私たちがずっと言ってきたことなんです。しかし、その後、掘削は進んでおりません。処分場には、まだ何千本、あるいは1万本になるかもしれない。証言者の方たちは本当に心配されておりました。この有害物を含んだドラム缶がたくさん埋められていますよ、それもかなり深く埋められていますということでした。そして今度、県の発表で、処分場の地下水が非常に汚染している、しかもその廃棄物、有害物が地下水と接しているということが発表されました。このことは、私たちは7割も地下水を飲み水に使っておりますので、いつこの汚染が飲み水にまじってくるか。地下水がそこまでたどり着くおそれが十分にあると専門家が言っておられます。青森の八戸工業大学からも来ていただきました。こういふことで、私たちは一刻も早くこの地下水に接している有害物、ドラム缶をのけていただきたい。これが切実な思いです。

その考え方で、今ずっと全国的な処分場の問題をやっている方たちと情報交換しておりますけれども、一番心配されますのは、封じ込めが今やられていっているということです。実際には、青森とか豊島でやられたような、国がどっさりと補助金を出して有害物を出すということは、もう今はされておられません。有害物を出さないで覆土し、土をかぶせ、周りをセメントで囲む。こういうことが国の指導としてもやられています。つい最近、敦賀で、そのセメントの壁の工事が始まりました。このことを私たち一番心配しております。

そういう意味では、今、この提案の中で、まず先行して40mのセメントの壁をつくるということに対して非常に危惧を持っております。これは本来の目的ではなくて、本来の有害物をのける、その先行として工事をするということで、私たちはこれが封じ込めになる可能性があると思っています。県の財政難を理由に、今非常にカットが進んでおります。補助金のカットが至上命令として県の議会で進められています。その中で、私たちは、これだけはこのことと頑張ってお知らせしているわけです。この封じ込めに通じるようなセメント工事を認めれば、これは先行したものがそのまま封じ込めで終わる、そのおそれは十分にあると思っています。このことだけは、どうしても私たちは許すことができない。有害物を含んだまま封じ込められることがあれば、一生、私たち、この地で生活をしていく者としては不安が残るわけです。そして、琵琶湖にも流れ込んでいく。この遮水壁は完全にとめるものでもないし、恒久的でもないということは、皆さん認めておられるわけです。

それから、もう1点は、この遮水壁をつくることで新たに粘土層を壊していく、このことはいかなるものかと。私たちは、今、処分場で粘土層がRDによって壊されたために、日本でも有数の地下水の汚染が起こっている、これは修復していただきたいと思っています。地下水に埋まっている有害物を

のけて、その地下水の粘土にかわるものをしていただきたい。粘土層は修復されなければならないと思っております。それなのに、処分場の周辺で新たに粘土層を壊して、ぐるっとセメントの壁をつくるということは、このセメントが漏れるということもありますけれども、たちまち粘土層を壊して地上の有害物がしみ込んでいく。あるいは、耐久年数が終わった、40年か30年か知りませんが、その後には、地下水の中にセメントがごろごろあって、上の粘土層はない。そうすると、有害物がそのまましみ込んでくる。地下水はもう裸のまま存在すると。こういうふうなことがこの栗東でそのまま進められるということは絶対に許せないと思っております。

私たちは、飲み水の7割を地下水に頼っておりますので、その切実な思いから、この工事というのは、最小限の粘土層の破壊、それがどうかとも検討していただきたいですけれども、まず有害物をのけることが先行される。そういう意味では、市の調査委員会の提案、(住民A)と横山先生の意見を合わせましても、これは先行してセメントの壁をつくるということはない、有害物をのけるということになっていると思っておりますので、それに賛同いたします。そして、セメントの壁の先行工事はやめていただきたい、そういう思いです。(拍手)

住民E

赤坂自治会の(住民E)でございます。

最初に質問をさせていただいて、それから私の意見を述べさせていただこうと思ったんですが、今までのいろいろなご発言の中で、質問させていただくことが大分少なくなってしまいました。

まず、B案の場合、廃棄物を現場にそのまま置いて、遮水壁とキャッピングで囲い込むという案でございますけれども、内部に残された廃棄物がどれくらいの期間で安定化するかということでございます。対策委員会も時々傍聴させていただいておりますが、たしか対策委員会のご議論の中では、そういうご質問もあったわけでございますが、結論的にはわからないということとまっているように思います。それで、改めて伺いたしますが、感覚的に、おおよそ10年とか20年の単位なのか、あるいは50年、100年のスパンなのか、この辺のところをお聞かせいただきたい。先ほど(住民B)先生の方から、遮水壁の機能を保持する必要期間として50年、100年というお話がございました。多分、それくらいの期間はかかるんじゃないかというふうに私も感じるわけでございます。

それと、安定化ということは、内部に残された廃棄物が無害になるということなんですか。雨水を浸透させて、それで洗うとか、空気を引き込んで浄化するとか、そういうお話、ご意見でございますけれども、例えばPCBとかダイオキシン類とか、こういったたぐいのものはそんな方法で分解するのでしょうか。いつまでも残るんじゃないかと私は懸念しているわけでございます。

それから、遮水壁につきましての質問は、今まで多くの方がおっしゃられましたので省かせていただきたいと思っておりますが、対策工に関する委員会の諸

先生方のご意見を拝見いたしておりますと、遮水壁をつくって囲い込むという案につきましては、支障除去は不可能である、あるいは将来に禍根を残す、将来にわたって安全性が保証されない、複数の先生方がそういうご意見を出されております。そういう点で、今までご発言になられた一般の皆さん方からも同じようなお話が多々ございました。そういう点で、B案をどうするのか、取り下げるのかというようなこともぜひ委員会でご検討いただきたいと思いますと思うわけでございます。

3つ目に、各工法のコスト試算、先ほど（住民B）先生がA案とB案で同じ遮水壁はおかしいというご意見、私も全く同感でございます。遮水壁というのは、一たんつくりますと、亀裂が起こったりなんかしても、なかなかこれは補修、メンテすらできないというものだろうと思います。であれば、50年、100年機能維持させなければいけない遮水壁であれば、例えば二重に構築するとか、あるいはそれなりに厚みをうんとふやすとか、そういう配慮が必要なんじゃないかというふうに思うわけですね。当然、コストに差があってしかるべきでございます。

それから、ランニングコストの面でございますが、これは（住民B）先生もご指摘されましたけれども、今日配付された県のもとの資料を拝見いたしますと、B案、C案で、例えばモニタリングは5年しか入れていないんですね。片や、全面撤去は16年とか13年とか、こういうことでございますが、やはり有害物の安定化が確認されるまではモニタリングの継続は必要ではないのかというふうに思うわけですね。仮に遮水壁が劣化したり、あるいは何らかの形で汚染が再び広がるというおそれがあったとしても、これはほっておくのかという疑問もあるわけですね。

それから、遮水壁はどうしても水が漏れるということで、遮水壁の内部の水位を下げて、汚染水の外部への流出を防止するというご意見もございませけれども、それならば、これは水をくみ出して外へ出すわけですから、水処理が当然必要です。そういたしますと、長期にわたる水処理設備のメンテナンスとか、あるいは更新だとか、それらを含めたランニングコストの計上が必要なんじゃないか、そういうふうに思うわけでございます。それぞれの案のコスト比較というのは、何年間メンテを含めて管理をしなければいけないのかということも含めて、何年間で総額幾らという費用を出していただきたい。わからないんですね。今のこの県の資料を見ますと、わからない。そういうことでやはり評価すべきではないかというように思います。

悪く言えば、このコスト試算を見ておりますと、何か意図的にA案とB案他のコスト差を大きくしているような、そんな気がするわけですね。これは考え過ぎでしょうか。そういうふうに、何か不公平な感じを受ける次第でございます。

対策工についてでございますが、私たちは8年前からこのRD問題にかかりまして、当初から全容解明と有害物の撤去ということを求めてまいったわけでございます。さまざまな有害物が違法に埋められて、生活環境が汚染

されて拡大していく中で、その汚染源の除去というのは当然の要求でございます。当時の知事にも訴え、県議会にも請願をしまいたったわけでございます。きれいな土であっても、そこに有害物を入れれば、その土壌は汚染されて有害物になってしまう。したがいまして、全面撤去というのが望ましいわけでございますが、いろんなご意見もございます。予算の問題とかもでございます。適切に分別できるならば、有害物の撤去で構わないというふうにご考えております。

有害物の撤去案につきましても、先ほどから幾つかのご意見、ご提案を聞かせていただきました。例えば、有害物の撤去ということになりましても、いろんな手順とか工法のご提案がありますので、細かいことはまた専門の先生方のご検討にゆだねさせていただかなければなりません。実施を前提として、具体的な手順とかコストの低減化、そういう点についてご検討いただければと思います。

県も市も財政が逼迫しているということは、もちろん承知しております。かといって、お金がないから、将来に影響が懸念されるようなリスクの大きい対策案、これは我々ももちろん安全、安心できませんし、許されるものではないと思います。

もう少し、もう四、五分時間をちょうだいしたいわけでございますが、対策には大変なお金と時間と労力がかかります。この問題を引き起こして、あるいはこの問題を大きくし、そして解決を延ばしてきた県の責任、これは極めて重いものがございます。これらの実情は、昨年末に開かれましたRD問題行政対応検証委員会の資料に詳しく記されております。RDが引き起こしたたくさんの方の問題の一つ一つについて、行政の対応を評価されたものでございます。

検証委員会はまだ継続中で、総合的な評価というのはまだ出ておりませんが、個別の評価というのは一応まとめられて、資料として出されております。これは、既にインターネットで公開されております。したがいまして、ここで若干それに触れさせていただくことは問題がないと思います。また、お読みになられた方もいらっしゃるかと思いますけれども、こういった内容につきましては、処分場の近くにお住まいの住民の皆さん方が今までに繰り返し県に話してきたことが大部分であろうと私は感じております。しかし、今回、この検証委員会、第三者によって公平に評価されたということに私は意味があると思います。

これからご検討いただき実施していただくこの処分場の対策は、県の責任を明らかにして取り組んでいただく必要があると思う次第でございます。そういう点で、まだごらんになっていらっしゃる方もおられると思いますので、ちょっとポイントだけ一、二、蛇足かもしれませんが申し上げて、皆さんにご理解いただきたいというふうに思うわけでございます。

まず、RDは、平成10年以前に繰り返し違法埋め立てをやってきております。これに対して、検証委員会は、数々のRDの違法行為に対して、県の監

視、指導監督不十分、法に基づく毅然とした監督権限の行使をしていなかった。住民からの苦情に対し、その原因を積極的に究明する姿勢が欠けていたと厳しく評価しております。これらの怠慢あるいはなれ合いとも言えるような県の姿勢が、この業者を増長させて、R D問題を誘引させたと考えられるのではないかと思います。

それから、平成 10 年に、R Dは許可量を大幅に超える産廃を持ち込んで、許可区域外に埋めたり、深掘り穴を掘って埋めたりしていたわけですが、これに対して県は許可量以外の撤去等の改善命令を出されております。しかし、R Dはこれに従わず、処分場の拡張変更を前提とする是正計画を出しております。県は、方針を変更して、これを追認したわけですね。この件に関しまして、検証委員会は、違法行為の追認と受けとめられ本末転倒と、厳しく両断、非難をしております。

また、この改善命令と同じ日に、R Dの施設変更を前提とする是正計画が出されておまして、これも短期間で県は受理しております。こういうことから、検証委員会では、事前に県とR Dのすり合わせがあったと推定されるというふうに指摘されておまして、R Dの責任をうやむやにしたと言及しております。これは、違法行為の幫助ではないかと思います。それから、事前のすり合わせというのは、R Dと共謀したのではないか、そういう可能性があるのではないか、そういうふうに言えるのではないかと思うわけでございます。

R D処分場のもともとの埋め立ての許可量というのは約 240,000 m³でございます。この平成 10 年の追認によりまして、170,000 m³ふやすことを追認したわけですが、415,300 m³、県の担当の方は「よいごみ」とごろ合わせをしておりました。これは笑い話にもなりません、そういたしますと、もともと 240,000 m³でございますから、急激にふえたわけですが、これがR D問題を非常に大きくしている一つの原因でございます。

それから、昨年秋に、県は追加調査といたしましてボーリングでごみの底を調べられました。そういたしました結果、当初の許可したレベルよりも平均 5 m 深く掘ってごみを埋めてあるということがわかったんですね。それから推定して、現在の埋まっている量は約 720,000 m³、先ほど 71.何ぼ、丸めて 720,000 m³と発表しました。これは、もともとの許可量の 3 倍です。底が平均 5 m 深くなっているということは、大きな深掘り穴を幾つも掘って埋めたということが当然想定されるわけですね。平均ですっとならして 5 m 深くすることなんかできません。そういうことが想定されるわけでございます。

検証委員会では、平成 10 年の段階で違法にたくさんの廃棄物を持ち込んだ、そして深掘り穴も 1 つ見つけておられた、この時点で、この膨大な量を埋めるには、ほかに深掘り穴があるのではないかと追及していれば、その段階でこの 720,000 m³もある全貌がほぼわかったのではないかと、こういうふうに検証委員会は推論しておられるわけです。今から言いますと 10 年前です。我々がこの R D問題が表面化してそれにかかわったのが 8 年前ですか

樋口委員

ら、この段階で検証委員会が推論されているようなことであれば、R D問題は起こっていないか、起こっていたとしても随分様子が違っていたのではないかというふうに思います。

以上申し上げましたことは、行政対応における県の問題のごく一部だけ今ご紹介させていただいたわけですが、このR D問題に対する県の責任はこれだけでも十分過ぎるのではないかと思います。県は常々、問題解決は、あるいはそのために必要な調査とか対策は、原因者であるR Dにやらせるというふうに言われてこられました。しかし、今申し上げた内容から、県自身もその原因者の一端を担ってきたのではないかと、そういうふうと考えられるわけでございます。県は、みずからの責任を自覚して、本当に将来に禍根を残さぬような安全で安心できる対策を実施しなければならない、こういうふうにして、話を終わらせていただきます。(拍手)

ただいまご意見とご質問と両方ございまして、ご質問としましては、1つは安定化の期間のお話、それから安定化の定義のお話、それから遮水壁の安全性あるいは信頼性のお話、あとコスト、ランニングコスト、イニシャルコストのお話だったと思います。

この中で、私の方で答えられる範囲内で答えたいと思いますけれども、最終処分場あるいは廃棄物については、ご存じだと思いますが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律というのがありまして、それによって管理をされているわけです。それで、安定化に相当するだろうと思われるのが、廃止という基準があります。これは、最終処分場の埋め立てが終了した後に、生活環境保全上の支障がもう出ていないので、廃止をしてもよろしいという基準がありまして、廃掃法の中では、安定化に相当する規定としては、この廃止の基準というものしかありません。

この廃止の基準は、安定型処分場の場合には、浸透水の基準とか沈下とか、それから周辺の地下水への汚染がないとか、そういった規定があるわけですが、それが安定化かどうかというお話は別として、法律上の廃止の基準を満たすためにどのぐらいかかるのかというご質問だと思います。これもご意見の方でありましたように、例えば数十年とか100年以上というご意見がありますように、これはだれも答えられない、わからないというのが現状だと思います。ただ、廃止の基準を満たすのは比較的短期間でできる。短期間というのは数十年のオーダーだと思いますけれども、そのぐらいの期間でできると思います。

一方、廃棄物の安定化の定義というのが定められていないわけです。埋め立てられた廃棄物がどういう状態、例えば含有量試験をやってこういう状態になったらいいとか、そういうのが実はないわけです。それで、これは個人的な見解になりますけれども、個人的には、安定化の定義としては、限りなく土壌に近い状態ということだと思います。こういうことしか現状では言えないと思います。例えば、廃棄物からガスが出たり浸出水が出ないような状況で、いわゆる不活性な状況というんですけれども、反応しない。土壌ではないけれ

ども、限りなく土壌に近い状態ですね。これが多分安定化の定義なんですけれども、これを具体化していく作業というのは、私、廃棄物学会というところに所属しておりますけれども、そういったことがまだできておりません。

そういった背景と、もう1つ、遮水壁、特に鉛直遮水壁の安全性のお話がありました。鉛直遮水壁の信頼性がないとか、耐久年数の問題とかがありましたけれども、本来であれば、安定化の期間がはっきりしていれば、その安定化の期間は遮水壁が機能するようなものを採用していけばいいと思うんです。遮水壁の安定性、特に鉛直遮水壁の安定性については、これは完全遮水ということで水を一滴も通さないというものではありませんので、基本的には水圧がかからないような状態にすれば遮水機能は満たせますけれども、例えば水位が上がって遮水壁に対して水圧がかかれば、先ほどの浸透の速度といったものも上がってくるということで、当然、遮水壁にもコンクリートとかソイルセメントとか鋼板とかさまざまな種類があるわけですが、この辺については、最も信頼性の得られる遮水壁の工法ということで、恒久対策というものと暫定対策というものに分けたときには、それを使い分けていく必要があると思います。もう1つは、水位の管理をやっていく必要があると思います。

それから、イニシャルコスト、ランニングコストについては、ご要望ということで受けとめさせていただいて、それは事務局の方と相談しながら、いわゆるトータルコストとしてわかるようにしていただきたいというご要望だというふうに受けとめておきたいと思います。

私の方で答えられるのは以上でございます。

梶山委員

幾つか出ていたお話の中で、私、弁護士ですが、もともとは環境科学の専門ですので、若干気になったところがいっぱいございます。

基本的に、裁判でも多数の住民運動とかかわりを持ってまいりましたが、要するにこの地域をどう変えるかというのは、まさに皆さんが決めることなんです。皆さんが決めることだというのはどういう意味かということ、例えば私は豊島は一つの失敗例だと思っていますけれども、例えば300億かかる、400億かかる、豊島は500億かかる試算されているわけですが、そういうお金を基本的に国とか県が代執行をやった上で負担すると。国の負担する制度としては、産廃特措法だとか支援制度、2つの制度があって、これはどちらも今回の場合使えるわけですが、それも結局は国民の税金だと。要するに、悪いやつをしりぬぐいをみんながやっていいのかという問題は当然あるわけです。ですから、それを含めて、こういう方法を選択しようかどうかというのは、やはり皆さんの選択で、我々はそれをアドバイスする、あるいはそれに対して一定の見解を出せる立場にすぎないということが基本になればいけないと思うんです。

それで、県に対して大変強い不信感があるというのは私もよくわかります。私は、あちこちで裁判をやっていますが、はっきり言って県ほど悪い行政はないというのをどこでも実感として感じています。多分、滋賀県も例外では

ないだろう。そういう意味でいきますと、まず、今回も掘削調査が途中で中断してしまったと。まさに県への不信感が長年の間積み重なってきて、こういう事態を招いたんだらうと。私は、出発点として、まず住民と県との間で実効性のある住民協定をつくることから始まらないと、工事一つですぐ頓挫してしまうだろうということを懸念しています。

それを前提にして、(住民A)さんのお話は、メールで前もっていただいています、私もメールでご返答したんですが、読んでいただいているかどうか分かりませんが、一番気になるのは、私自身、環境科学をやってきた者として、有害物というものをどうとらえていらっしゃるのかと。例えば、よくあちこちで話をすると、重金属とかPCBとかダイオキシン類は有害物だけど、し尿が分解するものは有害物じゃない、通常のそれ以外の廃棄物は有害物じゃないというとらえ方をされている方がいるわけですが、私はそれは一つの誤解だと思っています。重金属やPCBやダイオキシン類が入っていないだけで、これは生き物にとって大いに有害です。そういうものはいいのかと。要するに、ドラム缶だけどければいいというのは、それはそれで皆さんの選択ですから、私がとやかく言うことじゃありませんが、ほかのものも有害性があるという、有害物とは何かということを議論して始めないと、この掘削除去という問題も暗礁に乗り上げてしまう。

それから、対策工一つとっても、粘土層の破壊だとか、遮水壁は完全じゃないだろうというお話もいろいろありましたが、これは、それぞれ一つ一つは真実ですけれども、その程度問題というものをやはり検証して、完璧なものはどこへ行ってもあり得ないんですから、すべてに完璧を求めるのは到底無理な話で、それも、こういう方法をとるとどこまで問題が起こり得ますよということを検討しながらの話だと思います。

先ほどから遮水壁のことについて疑問が呈されていますけれども、(住民A)さんたちのご提案される、まず調査して有害物だけを除去するというのは、理屈の上ではよくわかるんです。ところが、恐らく、分析もしないで目視で一目瞭然という程度にわかるということになると、かなり全面的な掘削除去になって、結局は我々三者委員が提案しているものとそれほど変わらないものになるのではないかと。これはあくまでも予測ですから、実際にやってみて、本当に一部の撤去だけで済めば、それはそれでいいのではないかと、これは確かにおっしゃるとおりなので、そういう意味で言うと、調査をして、その上で部分撤去で済めば部分撤去に進む、これも一つの考え方だろうとは思っています。私自身は、有害物というものをある程度広くとらえて、分析をしなくても、ほとんどの廃棄物は有害だという前提に立てば、かなり全面的な撤去にならざるを得ないだろうと考えていますが、もちろん、調査してみてもうでなければ、それはそれでいいことなので、これは一つの考え方だろうとは思っています。

それから、遮水壁をやることについて大変大きな疑問があるというようなお話でしたが、掘削除去、あるいは部分撤去にしても、簡単に言えば中をか

き回すわけで、中をかき回せば、当然、周辺から流れ込んでくる地下水、それから雨水に対する処理をどうするかという問題もありますが、かき回すことによって汚染物質が一気に大量に下流域に流れ出すということはどこでも起こります。その場合、遮水壁が全くなくていいのかと。現状でも、地下水は大変汚れていて、しかもかなりの速さで下流域に流出しています。ですから、それをほうっておいて、遮水壁なしでこういう工事を始めるということ自体、私は無謀な話ではないかと思っています。

それから、コストの問題というのは確かに大事で、現実性を持たせるためにはコストというのは当然考えなければいけないわけですが、これは先ほどから話していますけれども、要するに安上がりで済めばいいことは間違いないわけで、安上がりで済むというのは、例えばこの 720,000 m³もある巨大なごみの山を前にして、多分ないものねだりに近いだろうと。ないものねだりに近いといっても、もちろん程度があるわけですから、できるだけ安く済ませなければいけないということも事実ですけれども、その中で、やはり最終的には皆さんの選択で、幾つかの工法を比較しながら、ここまでは絶対やってほしいと、これは確かにおっしゃるとおりなんですけど、一番やっぱり気になったのは、ドラム缶だけが有害物ではない、これは確かな事実です。その上で、本当にドラム缶だけできればいいというのなら、それはそれで一つのやり方だとは私も思います。

以上です。

住民 F

私、実はこの土地の生まれではなくて、東京の生まれなんです。何のためにご縁があってここに住まわせていただいているかということをお願いしたいと思います。それは、文化庁、そしてまた東京の NHK から、おまへは仏教音楽というものを創作して、日本にこのような文化があるということをヨーロッパの人たちに伝えてくれ、そういう話がもともと移動したわけです。現実には、この 6 月までに、今年、中世の仏教思想について、それを音に変えている最中です。

それで、私、1 つ皆さん方の話をお聞きして感じたんですが、非常に物理的なものを中心に話が進められていると思っております。私、このまちに参りまして非常に感動したことがあります。それは、その博物館、すぐそばにありますけど、その正面玄関からごらんになっていただきますと、今から 1,000 年以上前につくられた仏像があります。弥勒菩薩といいます。これは、人間の表層の世界、浅い世界と深い心の世界というものを、この弥勒の世界では一つの教学として、教義として諭しております。

その中の一つとして、生物に与えられたこの地球を汚染するなどということは、人間以外にやっていないわけなんです。生物として、人間以外にやっているものはないわけなんです。このままずっと何十年も何百年も、この地球がなくなる限り、この汚染のことは解決されないんじゃないかと思っています。

そういう中で、平成 10 年から平成 20 年の間で、どういう方々がこの県を、まちを支えたか。これは、名前がずっと歴史的に残ると思うんです。何て

無能な人間ばかりかということを私は仏から言われそうな、そういう思いがして仕方ないんです。自分が住んでいる大自然の摂理、これをまた一つの欲で崩している。これは、人間が一番生物として最低の知能的な能力だと私は思っております。非常に残念です。

たくさん言いたいことはあるんですが、具体的な一つとして、ドイツに、フォルクスワーゲンの設計者、そして音楽の大好きな、ちょっとおもしろい名前なんですが、ブランデンブルクさんという門の名前と同じ方がいらっしゃる。突然電話をかけてきて、今京都に着くから迎えに来い、そして鞍馬を案内してくれないかと。日本が大好きな男です。その彼からつくづく言われたことがあるんです。私も彼の家に行ってよく水を飲むんですが、その格好を見て、彼は、テツアライ？、また飲んでるなと言うんですね。私たちは、やっぱり水のありがたさというものを本当の意味で知らないんです。特に向こうの人は、汚染されて、水が水道からは飲めないんです。こんなに豊かな水があっても飲めない。

そのように、私の友人は笑ったり怒ったりして、私が見て一番驚いたのは、その水の分子といいますか、それを彼が拡大して、その写真を持っているんです。これは何か、いたずらっぽい顔で私に質問しました。よく見ると、片方は非常にまるやかな美しい水滴なんですね。片方は、まるで山姥が、そういうものの姿としてはこのようなものになるかなという、それは見るも無残というか、ひどい形をしたものです。これが汚染された水の姿なんですね。これを我々が撤去しない限り、一つの犯罪になるんじゃないかと私は思っております。それで文化人づら下げて、おれは文化人だなんて言えるでしょうか。非常に残念ですね。ですから、申すまでもなく、これは何億円、何兆円かけても撤去すべきです。

以上です。(拍手)

住民 A

簡単にお話しさせてもらいます。梶山先生にメールをいただいて、返事を書こうと思ったんですが、なかなか難しい問題で、ちょっと文章にできなくて、申しわけありませんでした。

今言われたことの中で、幾つかの点だけちょっと意見を述べたいんですが、私たちが撤去と言ったのはドラム缶だけじゃないです。文章にも書いていますが、いろんなものを含めて有害なものということです。

それから、遮水壁について、工事の汚染を防ぐということで、私たちは、工事の汚染を防ぐという必要性はもちろんありますので、それを具体的にそれ以外の方法でやっていけないかと。もっと小規模で、現実に合わせて、工事が終わったらすぐ撤去できるというもので、比較的簡便で費用がかからず、しかしそれぞれの工事については非常に有効であるという方法がないだろうかということで意見を述べております。

それから、廃棄物は全部有害であるということで、あの中には、木とか草とか、ビニールはちょっとどうかと思いますが、ドラム缶じゃない金属とか、いわば有害性を引き起こさない廃棄物がありますので、廃棄物全部をのける

ということではないと思います。

それから、住民の選択ということで、住民の意見は大事だし、選択も大事だし、だけど選択すればできるのかということ、やっぱり今の日本の状況、社会の状況はそうではありません。じゃあ、400億の全部撤去をしてくださいと言えば、できるのかどうかということがありますので、現在の日本、あるいは過去の状況を踏まえて、現実化するにはどうしたらいいかというふうにして考えていきたいと思っております。

以上です。

住民G

栗東市に在住している（住民G）と申します。時間の関係もあって、ごく簡潔に絞って2点意見を申し上げたいと思います。

1つは、遮水壁の問題です。私、非常に無理解で申しわけないんですが、当初、遮水壁というのは、例えば10cmぐらいの厚さで、コンクリートでばっちり固めた、成形のコンクリートのでき上がったものをずうっと並べるものやと、継ぎ目はきちっと水の漏れないようにして遮水されると、このように理解しておりました。ところが、ソイルセメント方式という言葉で、ソイルというのは土壌という意味ですが、土壌とセメントをまぜてやるというふうにわかりました。当初、私も、家の建築に基礎を打つ場合に、ドリルでだあと掘って、コンクリート柱を土台に置くわけですけれども、ああいうようなドリルでばっと掘って、そこに野洲川の美しい砂でコンクリートにして流し込むものやと、このように思っていました。ところが、現場の土とセメントをミックスして、ずうっと周囲を囲っていくということがわかりました。

ところが、私もこの運動にちょっと参加していたわけですが、ここで作業をしていた従業員などに言わせると、汚染物、ドラム缶、当初は木や家の瓦を捨てていたわけですが、そういうものが広範囲に埋められていると。これが証言者の話ですが、1カ所に固まって有害物があるということではない。したがって、非常に広範囲な範囲で汚染物があるということ想定するわけです。そういう場合に、現場の土とセメントとまぜてやった場合に、果たしてその汚染物が囲めるかという疑問があるわけです。

もっと具体的に申しますと、非常に範囲が広いですから、あるところでは汚染物を逃してしまう場合もあるし、あるいは汚染物と一緒にコンクリートでミックスして、それでずうっと囲うという場合すらある。そうすると、これは全く遮水壁の用をなさぬわけですね。これが、遮水壁という名前によって、いかにも浸透水、汚染水が遮断されるような理解を生むというところにこの遮水壁のまやかしがある、こういうことは私は言わざるを得ないというふうに思います。先ほどの話を聞いていると、粘土とか、この辺では山のマサ砂といいますけれども、ああいう砂なら、百歩譲ってでも一定コンクリの役割は果たすやろうけれども、ましてや有害物と一緒にくたにして、昔の瓦やら木と一緒にくたにして遮水壁をつくったというのは全くまやかしにすぎないと、このように1つ思います。

もう1点は、水処理施設ですけれども、C案と先ほどの市の調査委員会の

(住民A)案とを含めて、全部水処理施設が入っているわけですがけれども、私は、この水処理施設について、しかもこの水処理をしたやつを、今日の資料を初めて見てびっくりしたんですけれども、処理をしたのは公共下水道に流すと、こういうふうになっています。これを見てびっくりしたんです。皆さん、あのダイオキシン類のベトちゃん、ドクちゃん、あるいは水俣の水銀、あんなやつが完全に水処理施設で無害化されるのか。こんなことはほとんど100%ないと思うんです。ましてや活性汚泥とか、もう1つ木炭等を使ってやる、あんな簡単なことでダイオキシン類やPCBが果たして無害化されるのか。水処理施設で無害化されて、公共下水道に流すということは、具体的に琵琶湖まで流すということです。こういう点で、まさに水処理施設というのは、これもまやかにすぎない。

そういう意味で、県案に示されている案の中では、私はこれにも非常に大きな疑問を持っていますし、完全な水処理施設というのは、例えば単一の有害な化学物質を化学的処理で無害化するという方法があるとおっしゃるならわかるけれども、まさにこのRDの処分場はいろんな有害物があると。ましてや、ついこの間、ニチコンのコンデンサーが出たとか、こんなやつがあるのに、果たして水処理施設でこれが無害化されるのか。こんな疑問を、いかにも調査委員会の名前で、県案によって住民をまやかしていくことになるということを私は糾弾したいと思います。

以上です。(拍手)

尾崎委員

今、水処理施設のことがありましたので、ちょっとお答えしたいと思います。

水処理は、どういうふうなものをやるかによって、できないものもあります。下水道放流ということも言っていますけれども、下水道には下水道に放流するときの基準もあって、何でもほうり込めるかといったら、そんなことはないんですね。それにはやっぱり処理をしないと、とてもじゃないですけども、こういうところの水を下水道にそのままほうり込むなどということは下水道法上できません。

そうすると、それに見合う処理をしなければならいんですけれども、通常の今おっしゃっているような処理では当然だめですけれども、ここだけではありません。どこの処分場でありまして、そういった有害物はもちろん除去して、自然界へ、あるいは下水道へ流す、これは常識でありまして、今は技術的には何でもありません。PCBであろうがダイオキシン類であろうが、そのほかの有害物、実際にあちこちでやっております、大変厳しい基準を場合によってはクリアするわけです。技術的には何でもありませんが、ただし、例えばダイオキシン類まで取るとなりますと、それなりのお金はかかってくるということでもありますけれども、自然界と同じ水まで処理をして流す、これは技術的にはできるということだけは申し上げておきたいと思います。

住民H

お話しさせていただきます。栗東市に在住します(住民H)と申します。食育指導士の立場として、今、自分の健康は自分で守るということで、健

康運動をさせていただいている者なんですけれども、汚染されたものは全面撤去するということがやはり大事かと思えます。病気一つにしましても、対症療法では絶対病気はよくなるのと同じに、根治治療ということが病気でも叫ばれている昨今ですので、こういったことが起こっているということは、やはりもとを絶たなければ全面解決には至らないと思えます。

そして、それが汚染されているということがわかっているということは、まず水が一番人間の体にとっては大事ということもわかっております。人間の体は、60%から70%は水で構成されていますよね。その中で、もしこの汚染がどんどん進んでいきますと、一番被害を受けるのは若い命なんですね。その若い命を守るためにも、私たち大人が犯した、この汚染された土壌、将来日本を担っていく子供たちのために命を守っていかなければならないのは、私たち大人の責務じゃないかと思えます。お金はかかるかもわかりません。でも、命とお金と比べたときに、やはり命が一番大事という観点に立てば、何か解決方法はあるんじゃないかというふうに私は考えますので、どうぞそのところもお考えいただいて、よりよい方向に持って行っていただきたいと切に思えます。ありがとうございました。(拍手)

早川委員

この場は、皆様のご意見をなるべく多く拝聴する場だと思っておりますので、発言は短めにしたいと思います。2点ほど発言、要点ですが、あります。

1つは、さっき前に座られている方がドイツとの比較の話をしましたけれども、それにかかわる話です。あの地域がもともとどういう地域だったのかということをお思い出してもらいたいんですね。これは、私も調べましたが、明治時代、それよりもっと古い時代から、あの辺は水源地だったんです。下の田んぼに水を引くための集水地といったらいいのか、経堂池に水を集めて、それを下の田んぼに届ける。だから、昔の人は大変あの土地を大切にしています。それが、万年寺さんがあったり、白鬚神社さんがあったりということなんですね。白鬚神社さんは、経堂池、RDの処分場の方に向かって建っています。しかも、その前には、皆様ご存じでしょうけれども、大きなウサギの石像があります。ウサギというのは山の使いです。つまり、山の神の信仰が一緒になって、あそこの神社で祭られているんです。つまり、山の神様を祭って、あそこを大切にしていたわけなんです。そこが産廃処分場になってしまった。その我々の聖地をもう一回きれいにしなければいけないというのは、我々の歴史的な使命だろうというふうに私は思っています。その点で、発言された方には共感を覚えます。

ただし、さっきの水処理施設の話ですが、水処理した水を公共下水道に流さなければいけないのは、あそこの経堂池に流せないからなんです。経堂池は、小野の人たちが管理しています。小野の人たちの同意がなければ、経堂池に流せません。したがって、公共下水道に流すしかないだろうという案になっているわけです。だから、小野の方がもしこの中にいらっしやいましたら、どのようにお考えなのかということをご聞きたいと思えます。そ

岡村委員
長
住民Ⅰ

れが1点目です。

もう1つは、最初の事務局側からの説明にありましたように、いずれにしる、あそこの工事は、周辺に迷惑はかかるんです。掘削調査だって、今頓挫していますが、それは周辺の自治会の合意が得られなかったからです。周辺の自治会の人たちは、結局何を望んでいるのか。つまり、しばらくの間は苦しいけれども我慢するから、徹底的にきれいにしてくれと言うのか。いや、そんなのやめてくれ、穏やかにとりあえず過ごせるように、ずっとこのままにしておいてほしいと言うのか。先ほど梶山委員が結局は皆さんの判断ですというふうに言ったことはそれなんですね。結局、地元の人たちはどういようなことを最優先で考えるのか、ぜひ北尾自治会の人たちの話を聞きたいと思います。小野の人たちと北尾の人たちの発言をぜひ聞かせてください。

ということですが、いかがでしょうか。

琵琶湖の水を飲んでいますが（住民Ⅰ）と申しますけれども、何度かこの対策委員会へお邪魔いたしまして、非常に自分も興味のある仕事で、実は、能勢の焼却炉の問題が一般化したときに、湯川秀樹先生とご一緒に戦後、低温核融合とかいうことを研究された先生にお会いすることができまして、その先生が自分の私財をなげうって、北海道にダイオキシン類がゼロになるという炉を、そういう中で世界の特許をとって持っておられます。その方が去年2回ほど私を訪ねて、RD問題の関係に関して、私の力が及ぶものならば協力するというので来られまして、その中でいろいろ資料をいただき、また能勢のダイオキシン類問題のときにNHKの衛星放送でその件を世界に流されまして、世界からいろんな評価をされて、また電話も相当あったみたいなんです。

ただ、実証炉としてつくっておられないというのが一つのきっかけで、試験炉を2基持っておられまして、RDのところはこの1基の試験炉を自分のところの費用によって持って行って稼働させましょうと。それで、24時間体制でこちらで稼働しましょうと。それによって出てきた灰を見られて、データどおりのゼロに近いものであれば、それを大いに利用していただいたらいいんじゃないかという話がありまして、県の方にも一応ビデオも一式の資料もお渡ししてありますが、今聞いていますと、今私が言いましたような具体的な処分方法というのは一つも出ていないようなので、これがもしいいものであれば、私も見たことがないから、100%そうだということは言い切れませんが、書類を見せていただいて、またビデオを見せていただいた中では、98%は間違いがないんじゃないかなと。

ただし、試験炉ですから、1日の焼却能力が1トン半か2トンぐらいしかできないと。それをトラックに分解して、部品を交換して、RDのところ無料で設置しますと。そして、そこで24時間体制で1カ月なり2カ月なりやりましょうと。そして、その結果を見た上で、皆さんどうい方法がいいかということを考えられたらどうですかという意見をいただいているわけですが

岡村委員 長	<p>も、これは検討の余地はないものでしょうか。</p> <p>また検討いたします。</p> <p>先ほど早川委員から、逆にこちらからご意見をお伺いしたいということでしたけれども、小野地区あるいは北尾地区、ございませんでしょうか。</p>
住民 J	<p>北尾団地自治会の（住民 J）です。</p> <p>掘削調査が北尾で反対されてどうのこうのと言っているけど、県との準備段階がうまくいっていなかったようで、話し合いがうまくいっていない段階だったんですね。それで、何か反対したという話は聞いています。うちの自治会に来たんですけど、全然県の言うことと違うことを聞いています。</p> <p>それと、全量撤去は言っていますが、現実的に全量撤去できるのかと。全量撤去できますか、現実的な話。住民運動をしている段階で、全量撤去してくれと前から言っています。この間、県の人 came ときに、全量撤去できるのか、400 億円できるのかという話はしましたけど、県の方は、それは現実的には無理やという話は聞いています。住民は全量撤去を望んでいるんですけど、本当にできますか。現実的な話です。答えてもらえますか。</p>
岡村委員 長	<p>私が答える立場かどうかわかりませんが、全量撤去の必要があるかどうかということは現在私たちが検討中だということで、まだ結論は、私たちとしては、できないともできるとも出していないというのが現状です。</p> <p>では、そのほかにご意見のある方がございましたら。</p>
住民 K	<p>滋賀県立大学の環境科学部で、環境共生的な都市計画というか、そういう分野を専門にしている者なんですけれども、ちょっとお聞きしたいことがあるんですけど、その前に、基本的な姿勢として、やはり琵琶湖を抱えているということとか、それから後世に不安定な遺産を残していかないということを考えれば、先ほど全面撤去という話がありましたけれども、それは当然だと思います。</p> <p>もう一つ、これは皆さんご存じだと思いますけれども、県の財政が非常に危機的な状況にあるということです。今年の 4 月からの年度では、400 億円の税源不足があると。その先には 460 億、それからその先には 450 億とか、そういうふうな状況の中で、財政的なことから比較考量という、いろんな観点で計画を具体化していくわけですけども、そのプロセスの中で財政的なことも非常に重要な要素になっていくのかなと思います。</p> <p>それで、質問に入りますけれども、1 つは遮水壁の問題があって、ソイルセメントでしたか、その方法についてもいろいろ危惧されておりますけれども、それについては、例えばこの建物の屋根の上というのはコンクリートですね。そのコンクリートだけでは防水はできないから、防水層を設けていて、それも 20 年ぐらいごとに変えないといけないというふうなことなんですけれども、水の問題は非常に微妙な問題で、そこまで徹底してやるとしても、メンテナンスが非常にかかる。これは建物の話ですけども、これは地下についても同じだと思います。</p> <p>さっき、予算というか、費用の関係で、遮水層の費用が具体的に出ていな</p>

かったんですけども、ソイルセメントがもし根拠になっているのであれば、ソイルセメントについては非常に問題があるということは今まで出てきていると思うし、地震によってひびが入って遮水性が落ちるとか、企業なんかでも、ソイルセメントの工法については問題があるから、それを改善するためにどうこうするという、この前インターネットで検索してみると特許申請があるんですね。その理由として、そんなことが明確に挙げられているということで、企業側としてもそういう危惧があるということです。そういうのがもし遮水層の費用として考えられているのであれば、期待する目的に合わせたら、そういう性能を本当はもっと上げる必要がある。そうしたら、もっともお金がかかるのと違うかというふうな危惧があるんですけども、その点についての質問が1つです。ソイルセメントね。

もう1つは、先ほど地元の調査委員会の方から案が出てきたわけですけども、その前に出されたこの会の案というのは、戦略的な検討方向として出されてきたと思うんです。今、また別の案が出てきたわけですけども、これも一つの戦略的に検討していくべき案だと思うんです。ただし、その扱い方ですね。今出されてきた案がどういうふうに扱われるのかというのが非常に気になる場所なんです。だから、D案になるのか、D案としてきちっと位置づけて、もう一回相互に比較考慮して検討するという位置づけなのかどうかということ、その2つについてお聞きしたいと思います。

岡村委員
長
勝見委員

では、まず最初のソイルセメントの問題について……。

遮水壁のお話なんですけれども、先ほどから遮水壁の信頼性が懸念されるんじゃないかということで、それは皆さんお感じになるとおりだと思います。少し前に梶山先生がおっしゃいましたように、遮水壁だけですべてを解決するという考え方には無理があるだろうと。ただ、遮水壁は、ある一定の効果はあるだろうと。今、例えば100漏れているものを99までとめてくれると。あるいは、物によっては99.9までとめてくれると。ただ、それが1残っている、あるいは0.1残っているというものに対して、じゃあ、その残っている分については別の方法と組み合わせうまく緩和していこうよというようなことは、技術的にシステムとして考えられると思います。

それから、先ほどご質問の方がおっしゃいましたように、遮水壁そのものの材料、性能を高める方法があるんじゃないかと、それもおっしゃるとおりであります。ただ、建物の遮水と地面の下の遮水とはまた考え方が違っていて、紫外線の問題とかもありますので、大分違うだろうと考えられますけれども、実際のところ、ソイルセメントとスチール鋼材、あるいはプラスチックの遮水シート、こういったものを組み合わせてやるような工法というのも実際にあるということですから、あくまでこのB案というのは、私の理解では、遮水壁をつくってどうなるかというラフな原案だと。ここから、先ほど、現地にひょっとしてごみが埋まっていて、その地盤の中に遮水壁を建設できるのかというようなお話もありましたけれども、そういったことも踏

まえまして、調査せずに遮水壁を打つなどということはありませんから、現地の調査をして、どういう遮水壁が現実的に可能か、そうするとどれぐらい効果があるのかということをもう一度フィードバックして、さらに、B案、B案という話をしておりますけれども、A案でもそうですし、D案でも遮水壁を使うということになっているんですけれども、具体的な形の見える設計になっていくんじゃないかなと思います。

住民K
勝見委員

場合によっては、もっとコストがかさむ可能性もあるということですね。

そうですね。これは水の流れがありますので、上流側と下流側、むしろ汚染のことを考えると下流側についてはやっぱり注意しないといけないと思うんです。同じ遮水壁で一周ぐるりつくってしまうというよりも、下流側は危ないから、もっとお金をかけてしっかりしたものをつくりましょうというような考え方で、場所によって張り張りをつけるというと、じゃあほかのところはどうでもいいのかということになりますけれども、そうじゃなくて、全体は確実に、より安全性を高めないといけないところはより確実にというような考え方ができると考えています。

岡村委員
長

それから、先ほどご提案のあった工法の案についての取り扱いですが、私としては、基本的にD案の枠組みの中で考えていけるだろうと思っております。

横山委員

栗東市の委員会というのも委員会でございまして、ここの対策委員会との間にいろんな意見がございまして。そのいろんな意見の中で、一致できるものと一致できないものがございますので、新しい案として提案するためには、委員会を通らないといけないわけがございます。そういうように努力をしておりますが、なかなかそうはいかないので、時間もかかります。したがって、今、高谷さんが提案していただいたのは、議論を踏まえて、こんなふうだということを書いていただいたわけで、決まっているのは、有害物の撤去を何とかしよう。この場合、前提として考えられるのは、A案、全面撤去案が採用されるならば、我々は大いに賛成でございます。つまり、それが採用されない場合に、それでは困るから有害物を撤去するということを考えてくださいと。

それには、撤去する方法、有害物というのはどんなものかとか、梶山先生が言われたようなことはいろいろありますが、できるだけやりましょう。それには、大きな意味で、深掘り穴を10個か15個掘る。それは、一番有害物の埋まっていそうなところを掘ろうじゃないかと。あと、残ったところは、例えばボーリングとか、あるいは地上レーダーとか電気探査とかで埋めていくことにして、八八と言えはちょっと言い過ぎかと思いますが、それだけ不純物を取って我慢できないかということを検討しているわけで、もう一回言いますが、A案、つまりもともとの全面撤去と、梶山、池田、早川案の全面撤去、これが採用されるなら問題はございません。それが採用されない場合にどうするかということを考えているわけがございます。まず、それこそ暫定案あるいは永久案を含めて、200億円なり400億円なりを滋賀県が出すという

ことを言っていただけでしたら問題にならない。つまり、全面撤去、結構ですよというふうに言いたいと思っております。もし意見がまとまらない場合は、私は一応県の対策委員でございますので、個人提案として次回までに出させていただきます。

住民 B

今の横山委員長の見解はちょっと違うんですけれども、それはさておきまして、もともと全量撤去は難しいということで、有害物の撤去をまず優先すべきであるということと、遮水壁の問題で、先ほど樋口先生と勝見先生の話がちょっとあったので、少しお聞きしておきたいんですけれども、樋口先生も廃棄物の安定化には数十年かかると言われましたよね。そうすると、やっぱり B 案の遮水壁は比較的恒久的なものをつくるべきですよね。ということであれば、A 案のようなソイルセメントじゃなくて、コンクリートとか、もっと強度のあるものにしていくべきだと思うんですけれども、そういうふうに B 案を改良……。今のまま、B 案、B - 1、B - 2 という形で出されたままになっているとやっぱり困りますので、委員会の中で中身を変えていってほしいということが 1 点です。

それと、さっき勝見先生が言われたように、遮水壁は、上流、下流とかいろんなファクターを入れて遮水壁の材質を考えるべきであるということをおっしゃっていますけれども、実際に今県が提案しているものはそういうことになっていないわけですね。ソイルセメント一本になっていますので、B 案については、特に遮水壁の材料も含めて再検討していただきたいと思います。

樋口委員

遮水壁のお話につきましては、安定化との絡みで今遮水壁のお話が出たと思いますけれども、当然改良を含めてやっていく必要があると思いますけれども、その前提として、やはりケーシング等の調査を早くやらせていただきたい。その結果を反映していきたいというのもありますので、調査のご協力の方もぜひよろしくお願ひしたいと思います。

住民 B

ただ、今回のものは、調査した上では出していないでしょう。今言われた処分場の土がどうなのかとか、例えば粘土にそういうのをまぜたらだめですよ。廃棄物にまぜてもだめです。そういうことを含めてちゃんと調査した上でこの案が出ているかといったら、出していないでしょう。事前調査はなしでしょう。

樋口委員

ボーリング調査等に基づいてやっておりますので、ケーシング調査というのはやっておりませんので……。

住民 B

しかし、ボーリング調査に基づいてソイルセメントに決めたわけでしょう。そこが問題だと思うんですけれども。

樋口委員

まだ決まってはおりません。先ほど申し上げましたように、改良の余地、それから安定化の時間等との絡みで、それは検討していかなくてははいけない。

住民 B

それは変わり得るんですね。そうしたら、これから変えていってほしいと思います。

住民 L

時間も来ましたので、ちょっと手っ取り早く、私は、R D 処分場からの地下水の通り道であると言われております野洲川の近くにあります出庭水源地

の近くの高野に住んでいる者でございます。梶山先生から、かなりの速さでRDの汚染されている地下水が下流へ流れ出しているとお聞きしまして、ぞっといたしました。

RDには、いろいろな有害物が環境基準を超えて検出されているということは、今全国で問題となっている数多くの処分場の中でも、RD周辺の地下水は日本一の汚染状況にあると聞いております。1人1日平均して2ℓ前後の水分を摂取していると言われておりますが、同じように口から入れるものについて、食品は個々の選択ができます。一日も欠くことのできない水、この地下水を主として、栗東市は飲み水として水道水をつくっているわけでございます。これに市民は頼らざるを得ない。このままでは、いつ安全、安心できない水道水となるおそれが出てくるか、非常に心配でございます。

微量でも蓄積して身体に大きな影響を与える複合汚染が始まったら、子々孫々に至るまで悔いを残すことになる。さきのご意見も出ました。一番大きく影響するのは、胎児、生まれてくる子供や成長盛りの子供だと。この不安をなくするためには、原因となる有害物を撤去すること。これには、さっき横山先生もおっしゃいました、いろいろな方がおっしゃっています全量撤去にまさるものはないと思うんですが、今、行政、いろいろと財政難でございますので、やむを得ず栗東市の環境調査委員会の提案に賛同いたします。一日でも早く将来に遺恨のない有害物撤去、適正処理を進めていただいて、安全安心、おいしい水の確保にご努力いただきたいと強く望むものでございます。よろしく願います。(拍手)

住民D

先ほどから市の調査委員会の見解というのが少しわかりにくくなっておりますが、私たち飲み水を守る会は、この対策委員会には呼ばれておりません。しかし、たくさんの栗東市、琵琶湖を飲み水としている周辺の人たちで団体をつくって、8年間やってきております。その者たちは、このソイルセメントの全周遮水壁ありきでここを閉めていただきたくない。これは非常に危険だということを先ほど言わせていただきました。途中で一たん封じ込めになるわけです。封じ込めで終わる可能性が全国的に非常に高い。そのことと、周辺、全周の粘土層を壊してまでやる必要があるのか。豊島では、前方だけに矢板をつけております。この地下水が川のように流れるような言い方をされる、それは間違っておりますでしょう。工事中の汚染の拡大については、これは補助的なものですので、それは適宜先生方が考えていただければいいと思います。

それから、県が本当に本腰で200億、400億出すのかどうかというのは、委員会の権限では決められないことだと思うんです。私たちは、ぜひ県に対して要請していきたいと思っておりますが、全周の遮水壁ありきということとはとても認められないという意見です。(拍手)

岡村委員長

予定しておりました時間もほぼ過ぎかかっておりますので、最後に、お二人が手を挙げておられたと思いますので……。

住民M

赤坂団地の(住民M)といたします。

	<p>今日、こういう問題のときに、知事さんが来ておられないというのは大変に残念です。</p>
岡村委員長	<p>申しわけありません。今日これを開いておりますのは、滋賀県庁じゃなくて、私たち委員会が開いておりますので、したがって、知事が来られる必要といたしますか、来ていただくのもまたおかしな話ということです。</p>
住民M	<p>しかし、問題が問題ですので、やはり顔を出すぐらいはしてもいいんじゃないかなと思います。</p>
	<p>ちょっと文章で読みます。</p>
	<p>私たちが今、平和にぜいたくな生活をしていけるのは、先人が苦勞して築き上げてきたいろんな面での環境のおかげであります。それなのに、私たちの時代は、借金をふやし、有害物で地下水を汚染して、次の世代に引き渡す。そのようなことはできません。やってはならないことだと思います。</p>
	<p>R D処分場周辺の地下水では、水銀が環境基準の 280 倍、ダイオキシン類が 21 倍、ヒ素が 4 倍、その他、シス、ベンゼン、ホウ素、ビスフェノールA、それが今もとまることなく流れ続けています。汚染が拡大しています。R D処分場内部の浸透水では、ダイオキシン類が 2,000 倍です。鉛も 610 倍、ヒ素が 53 倍、これはわかっているだけです。それでも、それだけあります。これから出てくる有害物質は無尽蔵にあります。50 年、100 年先を見据えた対策をとるのが行政ではありませんか。</p>
	<p>悪いものや悪いことは残さず、よいものやよいことは残す、それが今を生きる私たちのすべきことだと思います。有形の有害物だけでなく、目で確認できない有害物も処理しなければ、地下水汚染はおさまりません。何百年も続くと私は考えています。今でも手おくれです。しかし、このまま放置すれば、ますます問題は大きくなります。水俣病の原因の水銀、イタイイタイ病のカドミウム、発がん物質や環境ホルモン、ダイオキシン類など、鳥肌が立ちます。たとえ費用がどれだけかかっても必ず行わなければならない、それが私たちの責任だと思います。(拍手)</p>
住民N	<p>R D処分場の有害物から飲み水を守る会事務局の葉山団地に住んでいます(住民N)と申します。</p>
	<p>この問題、余りにも時間がかかり過ぎていて、私たちの世代、若い人たちって、この会場に、申しわけないですけど、余りいないですよ。余りにも時間がかかり過ぎて、みんなもう忘れてる人がたくさんおられるんですよ。それが一番怖い。それをねらっている人がいるかどうかは知らないですけど、子育て世代、今妊娠している人たち、小さい子供を育てている方たちが忘れていて、あんなところにまだそんな有害物が埋まっているの、知らないわと言われる方が多いんですよ、私、よく話ししますけど。それって、いうたら、今前におられる方たち、その世代を私たちは後生きていくんですし、子供たち、孫たちが今現在こうやって会を開いているときに水飲んでるんですわ。今、実際流れ出てるんですよ、有害物が。それを本当に考えてもらいたいなと思って、実際今飲んでるんですよ、子供たちが。調査してる調査してる</p>

って、調査してる時間もったいない、私らにしたら。違いますか。全量撤去できるかどうかわからないと言われましたけど、その方向に向けて本当に考えてほしい。でなかったら、やっぱり安心して暮らせないんですわ。全量撤去、よろしくをお願いします。(拍手)

住民O ニューハイツの(住民O)と申します。
この説明会の中で説明がなかったので、1点だけお聞きしたいんですが、ほかの質問事項はほとんど(住民E)さんがおっしゃっていただきましたので、それにつけ加えてという形でお聞きしたいんですが、A案、B案、C案の跡地をどう想定されているかということをお聞きしたいわけです。それをここで答え願えるなら答えていただきたいのと、説明の資料の中にそういうこともはっきり書いていただきたいと思うんですよ。それによって大きな判断の要素が変わってくると思いますので、よろしくをお願いします。

岡村委員長 跡地の問題ですけれども、跡地の問題は、私たちの委員会の付託事項の中には入っていないというふうに思っております。

早川委員 それは前回議論になったじゃないですか。

岡村委員長 じゃあ、議論のあるところで、今後議論いたします。

住民I 済みません。私、ちょっと言いおくれましたけれども、今のはトカマク式陽イオン焼却炉という名目で世界の特許をとっておられまして、今度栗東へ持ってきてあげようとおっしゃっているのは、温度は1,800に上がると。1,300以上であれば、ダイオキシン類すべてが焼却するという炉らしいんです。それは、NHKの衛星放送でも、1998年ぐらいに全世界に放送しているのは間違いありません。それは、副知事室のところにも資料も一式持っていきまし、RD問題のところにも一式持っていきまし。そういう中で、本当にそうできるものであれば、そんな難しいことを言わなくても、それを全部現地で処分できるものであれば、こんなすばらしいものはないんじゃないかなと思うので、ご検討願えるんだったらご検討願った方が私はありがたいと思います。(拍手)

早川委員 あそこに焼却炉をつくるのでいいんですか。この住民運動は、あそこに新型焼却炉をつくることに対する反対運動として始まったという歴史的経緯があります。あそこの処分場の有害物処理するために、あそこに焼却炉をつくるという選択肢も許容するんですか、皆さんは。それを確認させてください。

住民I 私が言っていますのは、焼却炉じゃないんですよ。焼融炉といいまして、煙が出ない、においが出ないという炉なんです。それは世界の特許をとっておられます。

早川委員 いずれにしろ、あそこに燃やす装置を設置する、そういう形で現地処理をするという選択肢は今後考えてもいいんでしょうか。さっき拍手が出ましたけれども、焼却装置をあそこに設置して処理していくという選択肢もあり得るんですか。皆さん、受け入れられますか。

住民P

湖南の（住民P）です。

先ほど、住民の選択という話が出ましたね。今、早川先生からも、それでいいのかという話が出ましたね。それに関して言わせていただくと、それも含めて、私らは素人集団ですわ。委員会で考えてほしいんですよ。

もっと言えば、さっきから議論になっているこの資料、ここに400億だとかすごい金額出てますわ。この金額、委員会で精査されましたか。これ、県の事務局がつくただけでしょう。したがって、遮水壁にしても、本来なら、B案ならこういう遮水壁でなければならぬということをちゃんと県の事務局に言って、それに対して積算せいと、その資料が出てきてしかるべきだと思うんですね。恐らく、そういう議論はあったと思います。だけど、県の事務局がサボっている。私はそう思います。

だけど、そういうことも踏まえて、やっぱり住民に意見を聞かせてほしいわけですよ。あたかもB案を選べばかなりのことができ、安くできると、この行為はある意味では犯罪ですよ。住民をだますような行為ですよ、はっきり言えばね。ちょっと大げさな言い方ですけど。だから、確かに住民の選択というのはあります。だけど、今の意見が本当にそういうことで正しいかどうかということ調べるというぐらいの態度はしてほしいと思うんです。おまえらで決めるじゃなくて、そのための委員会だと私らは思っているんですよ。住民の言うとおりにやるんやったら、住民は全量撤去しろです。それしかありません。

以上。（拍手）

梶山委員

大変気になる発言なんですけど、私は住民側も大変甘ったれていると思いますよ、はっきり言って。要するに、自分たちが行政批判をして、あるいは委員会批判をして、これをやれ、あれをやれと言って、一方では行政に不信を突きつけ、あるいは対策委員会に不信を突きつける。それはそれで結構ですよ。だけど、自分たちが本当の意味で行政不信だったら、行政に何か要求すること自体おかしいんですよ。

対策委員会は対策委員会で、これは行政に対して答申する立場ですね。じゃあ、どういう順序で、精細なものを一つ一つつくっていったら、一つやるのだって何年もかかる話です。一つ一つ精細なものをつくってから、それで住民に意見を問いなさいというのはむしろ逆で、要するに、まず大きなデッサンの段階で皆さんのご意見を伺った上で、その先に本当の意味で必要なものが見えてくるわけです。専門家というものは、皆さんの本当の悩みをわかっているかということ、これはとんでもないことです。だからこそ、現地に住んでいる方に本当に何が問題なのかを伺った上でないと、本当の対策というものは先が見えてこない。我々は、そんなに利口でも何でも人間が集まっているわけですから。

そういう意味で言うと、いわゆる対策工をやるというのは、住民にも相当の覚悟が必要です。どこでもそうですが、行政に任せきりであったら、絶対に行政は曲がっていきます。先ほど（住民D）さんがおっしゃいましたけれ

住民D

ども、遮水壁の問題についても、要するに一番大きな問題は、まず遮水壁をつくったら、それでザツツオールになっちゃうんじゃないかと。そういう行政不信があるんだったら、住民が主体的にそれを動かすような組織をどうやってつくったらいいのかということをもまず考えなければいけない。いわゆる住民というものが傍観者であつたら、どういふいい計画をつくつたら絶対に曲がっちゃいます。住民は、それなりの覚悟を持って行政批判をして、かつ覚悟を持って行政を監視していかなければ、どんな工法をとつたらうまくいくわけがありません。ですから、それを行政に任せきりにしながら行政批判したり、それは私は住民側も甘つたれてると思ひますよ。

私の名前が出たから一言言わせていただきます。全力を挙げて組織をつくり、そしてみんなで作ってきました。これは甘つたれておりません。全国でも恥ずかしくないぐらゐの住民運動をやっております。(拍手)

一言でも二言でも言わせていただきます。先生方が東京から、本当に大変だと思ひます。ご苦勞は本当にありがたいと思ひております。ただ、ここの住民がどんな思ひでやってきたか。甘つたれてはおりません。みんなで何回も集会を持ち、署名をし、知事に陳情をし、やってきました。そして、環境を標榜する嘉田知事にかわつて、私たちはわずかに望みを託してあります。しかし、全国的には封じ込めなんです、先生。これは甘つたれも何もないんです。国の財政難を理由にした財政補助の切り捨て、県の切り捨て、これが現実なんです。先生はよくご存じだと思ひます。

これは、裁判をしようとか、いろんないふことも考へておりますけれども、今の状況では、2月の県議会に提案するといふことも知事が言われました。私たちは時期尚早と思ひております。延ばしていただきたいです。掘削調査も済まないで提案ができるはずがないので、これは延ばしていただきたい。そして、私たち住民の声が十分に反映できるように知事にも考へていただきたい。

本当は、ここは県が説明会をすべきだと思ひております。先生方がここで批判的になるのはお門違いだと思ひております。だけれども、私の名前を挙げて、住民が甘えているんじゃないかとおっしゃつたので、これだけは撤回していただきたいです。私たちは、24時間この問題をずっと考へて、8年間、9年目に入ります。やってきました。このまま封じ込められたらどうなるだろう、子供や孫たちのことを考へると寝られない、そういう毎日を送っているんです。

本当は県が前に立つてほしいんですね。県に言ひたいです。封じ込めをしないでいただきたい。そのために、また粘土層を壊さないために、何度も言ひます。全周の遮水壁でないことを考へていただきたいんです、先生。先生だったら考へていただけると思ひて言ひているんです。これは前方だけでもいいんじゃないですか、くみ上げだけでもいいんじゃないですかといふことを願ひしいんです。これは県に絶好の口実を与えます。全周をすれば、それで終わる可能性が十分ある。26億もかけて、その後で200億だと

か、そんな金を予算化するような県議会の状況ではありません。これは、滋賀県に住んでいる者はよくわかっているんです。だから言っているんです。
(拍手)

梶山委員

私も、30年以上全国各地の処分場を見ていますから、そういうさまざまな住民運動、20年以上、30年以上やっている住民運動ともいろいろかかわってきています。ですから、皆さんが、全員がそうだとは思いませんけれども、本当に一生懸命やってきたというのは、それは事実だと思います。

ただ、私が甘ったれていると言った意味は、例えば県が全周をやって、それでザッツオールにしちゃうんじゃないかという懸念があるんだったら、それはまず行政不信ですよ。行政不信でありながら、行政にあれもやれ、これもやれと言うのは一種の矛盾なんです。その上で、じゃあ何を考えるかという、行政不信なんだけれども、行政に依存しなくてはいけない部分が必要残るのは事実ですから、その部分をいかに法的に担保するのか、いかにそれを免れることができないような形に持っていくのか、それができるかできないかわからないうちは対策工をスタートさせるな、決めるなといういろんな選択の仕方があるわけです。そういう工夫を本当の意味でやった上で、そういう議論をしてほしいです。ですから、そういう意味で、そのうまくいかない部分、行政不信をそのまま残しながら行政を批判するのは私はおかしいと思うから、その部分を甘ったれと言ったわけで、同時に、そうであれば、行政不信をやりながら、しかも行政と一緒にやれる方法をもっと工夫しなければいけないはず。そこをぜひ考えてほしいということが1つです。

それから、粘土層の問題は、まさに技術的な問題で、私もソイルセメントの実例は幾つか見ていますけれども、ソイルセメントの施工技術の問題で、隣に専門家の先生がいらっしゃいますけれども、それは十分に施工の際に調査をして、施工に気をつければ、おっしゃるような懸念というのは多分クリアできる問題ではないかと考えています。

早川委員

私の発言からずうっと曲がってしまったので、責任を少しとらせてください。

我々は行政そのものではありません。先ほど委員長も言いましたように、あくまで学識者、そして地元住民として、住民参画型の審議会組織として対策委員会をつくっているわけです。答申を県知事に上げるわけですがけれども、県の内部局ではありませんから、県の言うとおりのことはありません。ただ、皆さんの意見を聞いて、そして現実に県の財政の話もあります。その中で、何が一番ベターなのかということを考えて知事に答申します。それに対して、知事は決断するわけです。知事がそのとおりやってくれるとは限りません。ただ、第三者の立場で、皆さんの意見も聞き、そして県の事情も考え、これがいいだろうというところをこれから提案していくわけです。

そのときに、一方で、先ほど言いましたけれども、事務局の話ばかり聞いていたんじゃないだろうと。こうやって皆さんと直接対話をして、そして皆さんの思いを受けとめて考えようというわけです。だから、初めからこ

れでやりますという形で決まったものを皆さんに提示しているわけではないんです。先ほどもいろんな遮水壁の話も出てきていますけれども、これから詰めなければいけないことはたくさんあります。ただ、ざっくりした案として、今、A、B、Cという案、そしてD案も出てきているわけです。皆さんの方向性を今日聞いて、そして絞っていこうと考えているんです。その意味で、今の皆さんのお話の中で、いろんな人の話を聞きたい。どうかそのスタンスでここにいるということをご理解いただきたいと思います。

池田委員

今日はお忙しいところ、皆さんからご意見をいただいて、ありがとうございます。私は、三者委員提案を出している一人として申し上げておきたいことがあります。

委員会をつくっておきながら、その中で独自の案を三者で出しているということは、それなりにリスクもあるんですね。私たちは、皆さんと違って、しかも私などは東京で、この栗東の話は全国で有名ですから知ってはいましたけれども、詳細なことは知らなかったんです。委員になってくれということを知事から頼まれて、改めていろんな資料を見せていただいて、この1年弱、もっと短い間の議論の中で、1年間の中で何かをしなければいけないのだったら、私たちが知っている知識、経験したこと、あるいは持っている技術的な事実、法律的な情報などを踏まえて、これがいいのではないかというので三者で提案させていただきました。

今日の県の説明で一番抜けていたのは、その工法的前提なんです。あの土地はだれが持つのか、あそこに今ある焼却炉とか建屋をどうするのかということがちゃんとクリアにならなければ、そのところで工法をするといったって、なかなか前提がはっきりしませんよね。私たちの提案は、膨大なダイオキシン類を含んでいる焼却炉の解体撤去が前提です。そして、あの土地は県が所有して、今あの土地があること自体が皆さんの支障なわけですよ。何が何 ppm とかではなくて、あそこにあれが存在していることが生活環境上の大きな支障になっているわけですから、将来的に、周辺の住宅で住民の方たちの人数もふえてきている、子供もふえてきているということであれば、多少10年ちょっとはかかるかもしれないけれども、そういうことを踏まえて、あそこがそのまま残っても、子供がその上で遊べたり、地下水も飲めるようになるということを見据えた提案をしているので、その点をぜひご理解いただきたいと思います。

細かい遮水壁の工法をどこでどうするかということは、その後の議論で、まだ調査も完全でないわけですから、幾らでもこれから詰めていけるわけです。大枠のところでは3月までに答申は出せないんですよ。なので、そのところをぜひご理解いただいて、今決めること、今選択すべき方向は何なのかということをご理解いただいて、皆さんの中での合意も進めていただければ大変いいんじゃないかと思います。

岡村委員

もう時間も大幅に超過しておりますので、極めて短くお願いいたします。

長
住民A

いろいろ今までの議論で話したいことはいっぱいありますけれども、それはさておいて、今後のことで一言お話ししたいと思います。

委員の先生方がいろんな気持ちで、住民、あるいは環境汚染から守るという気持ちで遠いところから来ていただいて、大変な仕事をやっていただいているというのはよくわかりますし、大変感謝しております。

いろんな案がこれから出されるときに、例えば仮に400億の案が出されると。我々はこれが一番いいと思って出したと。一生懸命考えて出したと。だけど、県が拒否したと。議会が通らなかったと。だから、私たちはやったけど、これは県なり議会がだめと言ったからですよというようなことがないようにしていただきたい。400億の予算を出す以上は、それが現実に可能なのか。100%とは言いませんよ。だけど、可能なのかどうかを考えて提案しないと、金のことは知りませんがというようなことで、結果的に、私たちは頑張った、責任はあっちですみたいなやり方をしないでほしい。

これは県も一緒ですよ。この案を原案者で出した以上は、100%ではないけれども、可能性はあるんだということでやらないとだめです。可能性のないことでいいことを言って、県の方はお金がないし、ほかの県民に負担がかかるから、この案はできません、こちらは、いいことを出したけど、県が拒否しましたと。そうして、お互いに責任をなすり合って終わって何もできないということを恐れているんですよ。だから、県も議会も県民も拒否できない、ぎりぎり拒否できない、それは完全にとれないにしても、現実にする案を今出さないと、今の仕組みがだめになったら、もう後は対策をとれません。8年間住民運動をやってきました。私個人も非常に犠牲を払っています。早く終わりたい。しかし、その後続けてやってもこれだけの先生方を集めてやったと思いますよ。それがそういう結果で終わることを恐れている。私の案は、中途半端と言われるような批判を住民からされていますよ。批判している人もあります。あえて言っているんですよ。そのことをして、ただいい案を出しましたよだけで絶対終わるなということを言いたいと思います。(拍手)

住民J

地元住民として、掘削するのはいいんですけども、安全対策の方も考えてほしいんです。今、若い家族がふえてきています。全然知らないです。掘れば、ガス等の拡散、空気中に拡散されると思います。そういう安全対策の方も考えてもらいたいと思います。

岡村委員
長

それでは、一応これで皆さん方からのご意見はいただいたということで、委員の先生方、何かございませんか。

田村委員

いろいろとご意見ありがとうございました。

対策委員会として、一つのたたき台がないと進めないというような状況があって、4つの案にプラス、どんどんどんどん案がこれから出てこようと思いますが、時間も限られているという状況があります。

ただ、皆さんにも1つだけ考えておいてほしいのは、これは栗東で起こっ

た問題であって、私も個人的には有害物は全部除去すべきだというふうに基本的に考えていますし、そうあるべきだと思っていますが、基本的にそれをどこに運ぶのかということなんです。大阪のフェニックスに運んでいいのかという話も、私は1つは心配なんです。栗東で要らないものをよそに捨てていいのか。そこでまた環境汚染が起こったときに、今度は我々が原因者になってしまうおそれがある。そこまで考えた対策をとっていかなければいけないのかなと。

フェニックスじゃなくても、今考えられているのが甲賀市の管理型処分場です。この間、甲賀市の人と若干話をしましたけれども、あそこは地権者の方がいらっしゃいます。まだ県が思うように廃棄物が集まらずに、廃棄物が入ってきませんので、運営費がかなりマイナスになってきている、赤字があるというような状況の中で、じゃあ栗東は、そこがあるから、そこにゴミを運べばいいのかという問題なのかということも、いろんな対策案を考える中の1つのこととして、私は胸が痛いんです。栗東が要らないものが果たしてそこでいいのかというのもありますので、だからといってB案じゃないんですが、本当に専門家の先生や住民のみんなと力を合わせて、そして地元住民の皆さんも含めて、いろんな案を考えながらやっていくべきだというふうに考えておりますので、またいろいろお知恵をいただければと思います。

事務局、何かつけ加えることはありますか。よろしいですか。

それでは、長時間にわたりまして幅広く、また貴重なご意見をいただきまして、大変ありがとうございました。本日は、対策工法などについて住民の皆さんの意見を直接お伺いすることができまして、大変有意義な委員会だったというふうに思っております。本日お伺いいたしました意見は、後日事務局で取りまとめていただきまして、県のホームページで公開させていただくとともに、次回以降の対策委員会の資料として審議の参考にさせていただきます。

私、余りこういう役にはなれておりませんので、いろいろと不手際があったと思いますけれども、お許しいただきたいと思います。ご協力どうもありがとうございました。

それでは、これもちまして第11回対策委員会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。(拍手)

3.
閉会

岡村委員
長

以 上